

第8回日・韓 合同セミナー

## 原油流出事故における補償範囲の研究

— Hebei Spirit 号の事故事例を中心に—

## 震災被災地の補償・評価

2013年 11月 14日

(一社) 日本補償コンサルタント協会

# 目 次

## 1. 原油流出事故における補償範囲の研究

—Hebei Spirit 号の事故事例を中心に—

ナイス鑑定評価士事務所 代表・鑑定評価士 呉 賢植

## 2. 震災被災地の補償・評価

(一財) 日本不動産研究所 コンサルタント部  
補償業務管理士 小島 慎一  
システム評価部  
不動産鑑定士 高橋 英嗣

# 原油流出事故における補償範囲の研究

—Hebei Spirit 号の事故事例を中心に—

# 原油流出事故における補償範囲の研究

## -Hebei Spirit号の事故事例を中心に-

ナイス鑑定評価士事務所

代表/鑑定評価士 オ・ヒョンシク

### I. 序論

2007年12月7日午前7時6分頃、韓国忠清南道泰安郡万里浦北西側約10キロの海上で原油流出による海洋汚染事故が発生した。146,848トンのタンカーと11,828トンのクレーン船が衝突し、原油約12,548 kℓが海上に流出した事故である<sup>1</sup>。これが韓国最悪の油濁事故と呼ばれるヘーベイ スピリット(Hebei Spirit)号原油流出事故である<sup>2</sup>。

この事故により、韓国の忠清南道や全羅南道、全羅北道約45,000世帯の被害、海岸70.1キロ(海岸線329キロ)にわたる汚染及び15の海水浴場が油濁による被害を受けた<sup>3</sup>。政府や地方自治体、一般企業、市民皆が一体となり、ヘーベイ スピリット号事故の被害復旧のために支援活動に乗り出したほか、住民の生計安定資金の支援など各種措置がとれた<sup>4</sup>。

しかし、被害地域と住民に対する被害賠償及び補償問題は2013年10月の現在でも未だ解決されていない状態であり、この事故の核心は、まさに被害賠償と補償と言えるだろう。

大田地方裁判所の瑞山地方裁判所支院は、ヘーベイ スピリット号原油流出事故と関連して2013年1月16日査定裁判の結果を発表したが、裁判所は、届出をした債権約4兆2,271億ウォンのうち約7,361億ウォン(被害住民の損害5,182億ウォン、劣後債2,179億ウォン)を認め、国際基金が認めた約1,845億ウォンより約4倍多い金額を、この事故による全体の損害額と判断した<sup>5</sup>。

裁判所の査定判決以降に被害住民は民事訴訟の申請を行う一方、国際基金(IOPC Fund)も異議を提起して、今後、裁判所訴訟が行われる予定である。これと関連し、国会ではヘーベイ スピリット号事故被害対策特別委員会が被害補償と関連して「補償を受けられなかった者」のための支援を推進しており、「ヘーベイ スピリット号 原油流出汚染事故の被害住民の支援及び海洋環境の復旧などに関する特別法<sup>6</sup>」を制定して現在施行されているが、被害賠償及び補償の問題は未だに解決されていない状態といえる。

韓国の各分野における多くの研究者や機関なども損害賠償と補償の問題点に対する対策などを提示したが、現在までこの問題は解決の兆しが見えないまま葛藤を深めている。その根本的な理由としては既存の民法上の損害賠償責任制度の限界や損害賠償と補償制度の混乱、補償に対する政府の消極的態度などがあげられる。

---

1 キム ハンギョ(2010)、「ヘーベイ スピリット号原油流出事故の関係者に対する刑事裁判結果の考察—タンカー側の関係者を中心に—」、2010年度海洋環境安全学会の春季学術発表会、45ページ。

2 この事故を韓国泰安油濁事故と呼ぶ場合もあるが、通常、海洋事故の場合、船舶の名前を基準に命名することが慣行であるが、新聞にこの事故が泰安油濁事故と報道され、泰安地域に対する汚染認識が高くなった。結果的には誤った呼びのせいで被害地域や被害住民にさらなる被害を与えたものといえる。

3 韓国国土海洋部(2008.3)、「ヘーベイ スピリット号 原油流出事故関連の推進現状及び今後の推進計画」、1ページ。

4 ヘーベイ スピリット号事故に対する被害復旧に向けて約3百50億ウォンの募金が集められた(忠清南道集計、2008年3月基準)。

5 韓国国土海洋部(2013.1)、「西海岸油濁被害補償のニュース」。

6 以下「ヘーベイ法」と称する。

原油流出による海洋汚染事故が発生する場合、無過失責任、危険責任、厳格責任 (strict liability)<sup>7</sup>を根拠に被害賠償と補償が行われるが、その根本的な出発点と沿革は民法上、不法行為の責任である。国際基金の損害査定についての問題点と対策を反復的に議論するのは、既存の問題点から脱することができない限界にぶつかることになる。

この研究は、被害地域と住民の実質的な補償のために、従来の議論を通して、損害及び補償、国家の役割を強調した公共的再建が必要だということについて議論する(キム ジェソン、2013)。従って、この研究の目的はヘーベイ スピリット号事故の事例を分析し、原油流出による海洋汚染事故の補償範囲を再検討することである。

## II. 原油流出による海洋汚染事故の補償基準及び方法

### 1. 根拠法令

#### 1) 「船舶油濁損害賠償保障法」

原油流出による海洋汚染事故が発生する場合に適用される特別法は「船舶油濁損害賠償保障法(韓国名称-油類汚染損害賠償保障法)」(以下「油濁法」)である。「油濁法」の目的は「タンカーなどの船舶から流出、または排出された油類により、汚染事故が発生した場合に船舶所有者の責任を明確にし、油濁による損害の賠償を保障する制度を確立することから、被害者を保護し、船舶による海上輸送の健全な発展を図ること」と規定している(同法第1条)。

韓国は1978年12月18日に1969CLC(油類による汚染損害についての民事責任に関する国際協約、International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage)に加入して、同協約は3ヵ月後の1979年3月18日、韓国国内で発効したが、1992年12月、1971年国際基金協約に加入し、この国際協約の履行のための韓国国内法律である「油濁法(韓国名-油類法)」を制定して、これを1993年から施行するようになったのである<sup>8</sup>。つまり、「油濁法」は、1992CLCと1992 Fund Conventionに加入して、この協約を採用した韓国国内法である<sup>9</sup>。

「油濁法」は、賠償可能な「油濁損害」を次のように定義している(同法第2条第7号)<sup>10</sup>。

- ① 船舶の外部で発生したもので、汚染と因果関係のある損害
- ② 環境損傷による逸失利益
- ③ 環境復旧費用
- ④ 防除措置費用
- ⑤ 防除措置により追加で発生した損害

7 厳格責任は、保有している動物や非正常的に危険な行為で損害を発生させた者に対して故意または過失を問わず損害賠償責任を課すことをいい、米国と英国の厳格責任は19世紀後半に普通法(Common Law)から一般原則の一つとして成立された(チェ ジャンフン、2012、海洋油濁による漁業被害に対する賠償・補償制度の改善研究、博士学位論文、全南大学大学院、14ページ)。

8 モク ジンヨン(2008)、「韓国・油濁損害賠償制度の改善に関する考察」、海法研究、第20巻第2号、韓国海事法学会、199ページ。

9 韓国「油濁法」は協約とは異なるいくつかの規定があるが、裸用船者も船舶所有者と連帯して責任があるという規定、油濁法による債権は優先特権に該当し、これは民法上の規定が準用される場所である(ムン ビョンイル、2008、「泰安半島・油濁事故を通じて考察した海洋汚染損害の責任及び補償体制の概観」、海上・保険研究、第4巻1号、海上・保険研究会、112ページ)。

10 ムン グァンミョン(2008)、「油濁損害賠償範囲及び泰安事故特別法に対する考察」、韓国海事法学会誌、第30巻第2号、韓国海事法学会、27ページ。

しかし、国際協約と「油濁法」は一般的な定義規定を定めているだけで、油濁損害の賠償範囲については特別な規定を定めていないため、「油濁法」上での汚染損害の解釈、国際協約上での油濁損害とその賠償範囲は法廷地法である韓国の一般損害賠償法に従うしかない。そして、韓国の通説と判例によると、その損害賠償の範囲は相当因果関係説による賠償が可能になる範囲に決まるのである<sup>11</sup>。

現行の「油濁法」はそれが適用される領域が油濁損害及び補償に対する基準であるため、適切な被害補償のためには具体的で適期に汚染防除作業の実施ができるよう、制度的な補完が必要であり、損害補償と別に政府が生活保障の意味で零細な被害住民を支援しなければならない(ナウンヨン, 2009)<sup>12</sup>。

## 2) 「ヘーベイ法」

「ヘーベイ法」(「ヘーベイ スピリット号原油流出事故における被害住民の支援及び海洋環境の復旧などに関する特別法」、制定 2008. 3. 14. 法律第 8898 号)の制定の目的はヘーベイ スピリット号事故により被害を受けた住民や海洋環境などに対する対策を樹立して住民生活の再建と環境の復旧を図ることである(同法第 1 条)。

「ヘーベイ法」は原油流出事故の被害地域や被害住民への支援などに関する国家 地方自治体及び事故の原因提供者の責務を規定して、被害住民団体代表の意見聴取を義務化し、迅速裁判に向けた裁判期間の特例規定の新設をその柱としている<sup>13</sup>。

これをうけ、三星重工などの原油流出事故の原因提供者は、被害地域、被害住民に対する支援や海洋環境の復旧のために努力する義務があり、ヘーベイ スピリット号原油流出事故と関連した損害賠償事件などに関する裁判は、他の裁判に優先して迅速に行われなければならない。そしてその判決宣告は第 1 審の場合、査定裁判に対する異議の訴を提起した日から 10 ヶ月以内、第 2 審及び第 3 審は前審の判決宣告があった日からそれぞれ 5 ヶ月以内に行うように規定されているため、第 1 審は 2014 年 5 月以内、第 3 審は 2015 年 3 月以内に判決が言い渡されるものと予想される<sup>14</sup>。

「ヘーベイ法」は被害者補償のための制度として、まず長期間がかかる国際基金の被害補償以前に政府が補償金額を先に支援できる根拠規定と国際基金の補償限度額超過分や国際基金から補償を受けられない被害住民に対して政府が支援できる根拠規定を作ったのがその核心といえる<sup>15</sup>。

しかし、「ヘーベイ法」は「油濁法」上の油濁損害の定義を同一に適用しており、損害または補償に対する範囲が特定されていないため、「油濁法」とどのような違いがあるか明確でない部分がある。また、被害住民の中で補償を受けた者以外に「補償を受けられなかった者」に対する支援をどのように行うかの問題は現在もその方法上の議論が続いている状況である。

---

11 上記の論文、28 ページ。

12 政府が被害住民のために客観的な所得資料を具備する部分をどのように支援するかという問題は、それが損害補償の側面からの支援であるのか、それとも災害発生地域に対する公的支援であるかについて先に判断をした後に実行することが必要だと思われる。前者だとこれは損害補償に対する干渉がなりうるからである。

13 韓国海洋水産部の報道資料、2013. 7. 22.

14 Loc. cit.

15 韓国国土海洋部(現在の国土交通部)(2008. 3)、ヘーベイ スピリット号 原油流出事故関連の推進現状及び今後の推進計画。

## 2. 船主相互保険 (P&I)

### 1) 1次補償責任(タンカーの船主とP&I)

P&I(船主相互保険、Protection and Indemnity Insurance)保険は船舶の運航と直接関連して発生した保険契約者の法的責任および損害を補償する一種の賠償責任保険(P&I Clubは他の賠償責任保険と区別して「補償保険」と呼ぶ)であり、国際的に営業を営むP&I保険者は約30余りがあり、そのうち13のP&I Clubがカルテルを構成して相互協力をしているが、これを国際グループP&I(IG Club; International Group of P&I Clubs)と呼び、この13のP&Iが世界市場の約95%を占有している<sup>16</sup>。

通常、P&I保険に加入していないタンカーは同協約締約国に寄港できない。また、同協約は、被害者が保険者に直接請求することを可能にしている<sup>17</sup>。

従って、原油流出事故が発生する場合、1次の補償責任はタンカーの船主とそのP&Iが負い、それを超過した損害は国際基金が責任を負うことになる<sup>18</sup>。

### 2) 責任制限

油濁損害が発生する場合、船舶所有者は「油濁法」が定めるところにより、タンカーによる油濁損害賠償責任を制限することができる(「油濁法」第7条)。油濁損害賠償責任の制限を希望するタンカーの船舶所有者は、債権者から書面により責任限度額を超過した油濁損害賠償の請求を受けた日から6ヶ月以内に裁判所に「船舶所有者等の責任制限の手続に関する法律」第9条によって責任制限手続開始の申請をしなければならない(「油濁法」第7条第2項)。

船舶所有者の責任限度額は、総トン数5千トン以下のタンカーは451万SDR相当金額であり、総トン数5千トンを超過するタンカーは8,977万SDRに相当する金額の範囲内で、451SDR金額に総トン数5千トンを超過するトン数に対し1トン当たり631SDRをかけた金額を加えた額とする(「油濁法」第8条)<sup>19</sup>。

## 3. 国際油濁補償基金 (IOPC Fund)

タンカーから流出された油濁損害や防除費用の補償に関する国際協約は国際海事機関(IMO; International Maritime Organization)によって発展されたが、1969年民事責任協約(1969 CLC; International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage)と1971年国際基金協約(1971 Fund Convention; International Convention on the Establishment of International Fund for Compensation of Oil Pollution Damage)がある<sup>20</sup>。これらの協約は、その後、責任制限金額と補償限度額を引き上げ、補償範囲を

---

16 ムン ピョンイル、前述の論文、108ページ。

17 Loc. cit.

18 上記の論文、107-108ページ。

19 SDRは計算単位と言うが、これは国際通貨基金の特別引出権のことをいい、計算単位に対する韓国通貨表示額の算定は「船舶所有者等の責任制限手続に関する法律」第11条第2項に従う。

20 ムン ピョンイル、前述の論文、106ページ。

拡張して 1992 CLC及び 1992 Fund Conventionに改定されて 1996 年 5 月 30 日に発効した<sup>21</sup>。

従って、船舶による油濁損害の国際協約には船舶所有者の被害者に対する損害賠償責任を規定した「油による汚染損害についての民事責任に関する国際協約」と船舶所有者の責任協約で規定している責任限度額を超過した損害に対して一定限度額まで補償する「国際基金協約」があり、これにこの基金の限度額を超過した損害に追加的に補償する基金の設置に関する協約である「2003 追加基金協約」があるのである<sup>22</sup>。

#### 1) 補償請求マニュアル(Claims Manual)

多数の利害関係が存在する被害者に対する迅速でかつ公正な損害賠償及び補償の目的で、国際油濁補償基金は 2004 年 10 月、具体的な損害賠償の範囲確定と損害補償額の算定のために、既存の原油流出事故による賠償事例を踏まえ、補償請求マニュアルを提示した<sup>23</sup>。

補償請求マニュアル(Claims Manual April 2005 Edition)では補償の対象になる汚染損害類型(補償範囲)を次のような 6 つに分類している<sup>24</sup>。

- ①防除及び豫防措置(Clean-up and preventive measures):海辺と海上の防除作業はほとんどが防止措置
- ②物的損害(Property damage):不法行為により、財産に直接加えられた被害
- ③結果的損失(Consequential loss):物に対する物理的侵害があり、それによって物の所有者又は利用者に発生した所得又は収益の喪失
- ④純粹經濟的損失(Pure economic loss):被害者が所有したり利用する物に対する直接的な被害はないが、環境の損傷により、間接的に受けた金銭的所得の損失または収入の損失
- ⑤環境損害(Environmental damage):汚染により、環境、特に自然資源そのものに対して発生させた損害
- ⑥諮問費用(Use of Advisers)

また、原油流出により被害者が被った損害又は損失は、次の事項に該当しなければならない<sup>25</sup>。

- ①実際に発生したものであり、
- ②合理的でかつ妥当であるものとみなされる措置と関連したもので、
- ③原油流出の結果による汚染からもたらされたものと認められる場合とその範囲でのみ国際基金と認められ、
- ④補償請求に含まれる費用、損失又は損害と原油流出によってもたらされた汚染の間に合理的で密接な関連が存在しなければならず、
- ⑤補償請求者は数量的に算定できる經濟的損失を被った場合であり、
- ⑥補償請求者はその損失又は損害額を適合した資料またはその他の證據を通して立證しなければならない。

21 Loc. cit.

22 モク ジンヨン、前述の論文、190 ページ。

23 韓国国土海洋部(2009. 10)、補償を受けなかった者の支援策などに関する研究、43 ページ。

24 上記の研究報告書、44-50 ページ。

25 上記の研究報告書、44 ページ。



2013年1月大田地方裁判所の瑞山地方裁判所支院の査定判決はIOPCの査定金額と大きな差を見せているが、補償請求マニュアル(Claims manual)が当該国の裁判所を羈束できないということを再確認したという点は意義があるが、韓国裁判所も国際協約に対する国際的統一性のために国際基金の賠償基準と従来慣行を全面的に否定することは難しいと判断される(ムン グァン ミョン、2008)。

## 2) 1992年民事責任協約(The 1992 Civil Liability Convention)

船舶所有者の責任を一定の限度に制限する船舶所有者責任制限制度は、中世から由来する海上法固有の制度であり、海上企業の危険性と損害額が大きいことから、海上企業の保護のために政策的に認められる制度である<sup>26</sup>。

1992民事責任協約(CLC)は油濁損害について誰に責任があるのか、どんな損害を油濁損害と見るのか、船主は責任制限をいくらまでできるのか、どのような保険に加入すべきかを規定し、1992FCは、船主責任制限を超過した損害又は船主から補償を受けられない損害に対して国際基金がいくらまで補償するのか、補償額はどうかについて規定している<sup>27</sup>。

1992民事責任協約の下で、継続性のある油によって発生した油濁被害の補償に対するクレームは、損害を発生させた船舶の所有者として登録された者(または保険会社)を対象に成り立つ<sup>28</sup>。しかし、船舶所有者は通常に関連船舶の大きさ(トン数)によって決められた金額まで責任制限ができ、船舶所有者は同協約の下で船舶所有者の責任を担保する保険に加入しなければならない<sup>29</sup>。

国際基金が採択している補償請求の一般的基準は上記の補償請求マニュアルの損害又は損失の内容と同様である。国際基金は、このような一般的基準を多様で具体的な損害タイプの特性に応じて柔軟に適用すると明らかにしている<sup>30</sup>。

特に具体的な請求と関連して争いが多い純粋な経済的損失(汚染海岸近くの観光客を対象とする観光及び宿泊業者などの逸失損害)について汚染と逸失損害の間に「充分するほど密接な因果関係」を求めているが、具体的に考慮する部分は以下の通りである<sup>31</sup>。

- . 請求人の営業活動と汚染地域間の地理的近接性
- . 汚染された海岸に対する請求人営業の経済的依存度(観光客を対象とするかまたはビジネスであるかの如何)
- . 請求人の代替供給先又は営業機会を持つ程度(観光客が減少する場合に他の目的の訪問客が増減するかどうかの如何-新聞記者、調査員など)
- . 請求人の事業が原油流出で影響を受けた地域内の経済活動において、ある程度欠かせない地位を占めているかの如何(営業所の所在地、当該事業の職員居住の如何)

査定された損害額が1992CLCと1992Fundによって支給される総補償限度額を超過する場合、被害者は法律的に追加補償を受けることができず、査定された全損害額は補償限度額の割合につれて、減少された金額で分配されるため、優先的に補償される損害はなく、すべての損害が同等に

26 モク ジンヨン、前述の論文、190 ページ。

27 ソン ヒョンイル、前述の論文、109 ページ。

28 IOPC Fund Claims Manual.

29 ただし、2,000トン未満の油を貨物として運搬する船舶には保険加入義務が適用されない。

30 ムン グァンミョン、前述の論文、29 ページ。

31 Loc. cit.

扱われる<sup>32</sup>。

### Ⅲ. ヘーベイ・スピリット号事故の補償範囲検討

#### 1. 事故の概要

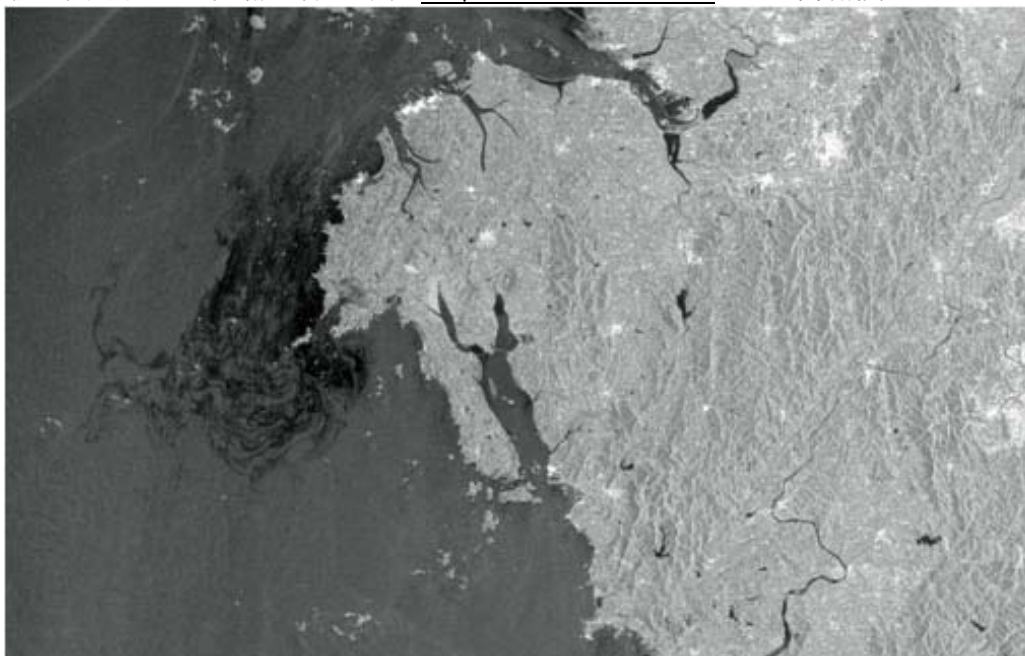
この事故は 2007 年 12 月 7 日、タグボートから分離された三星重工業クレーン浮選がタンカー、ヘーベイ スピリット号(香港船籍、船齢 14 年)と衝突し、原油 12,547 kℓが流出された事故である。

この事故により、韓国忠清南道、全羅南道 全羅北道で約 45,000 世帯の被害、海岸 70.1 キロ(海岸線 329 キロ)にわたる汚染、15 の海水浴場の被害が発生したほか、養殖場の被害面積は約 36,000ha(忠清南道 15,039ha、全羅南道 19,017ha、全羅北道 1,841ha)に上り、漁船漁業と素手漁業などの操業が中断された<sup>33</sup>。

原油流出による海洋汚染事故が発生した泰安地域は漁場と生物の多様性に優れている韓国唯一の海岸国立公園であるが、この事故により千里浦沖から始まった油の帯がちょうど吹き荒れていた北西風に乗って、グルム浦から茅港港まで移動し、泰安の万里浦、千里浦、百里浦、薪斗里など 30 あまりの海水浴場、干潟、貝類養殖場に及んだ<sup>34</sup>。

下の〈図 1〉は事故当時の衛星写真であるが、図の左側海洋の黒い部分が油による汚染部分であり、汚染部分で最も近い地域が韓国忠清南道泰安郡に当たる。

〈図 1〉事故発生当時の衛星写真-出典: <http://www.esa.int/ESA>、欧州宇宙機関



油汚染除去のために全国各地から集まった人たちのボランティア活動が続き、汚染除去のために

32 ムン ピョンイル、前述の論文、111-112 ページ。

33 韓国国土海洋部(2008. 3)、ヘーベイ・スピリット号原油流出事故関連の推進現状及び今後の推進計画。

34 韓国国土海洋部(2009. 10)、補償を受けられなかった者の支援策などに関する研究、93 ページ。

投入された人員は年 2, 130, 000 人に上るほか、全国にわたって防除装備が総動員された。次の〈表 1〉は事故の発生後、防除作業に投入された人員および装備をまとめたものである。ボランティアは約 123 万人、廃油収集量 4, 174 kℓ、船舶 19, 864 隻が動員された。

〈表 1〉事故発生後、防除作業に投入された人員および装備

船舶	19, 864 隻
トラックなど防除装備	28, 973 台
投入人員(年)	213 万人(ボランティア 123 万人)
防除雑巾	736, 329 キロ
廃油収集量	4, 174 kℓ

出典: 韓国海洋水産部

## 2. 現在進行中の被害補償

### 1) P&IとIOPC Fund

P&Iは、原油流出による海洋汚染事故が発生する場合、現地の損害査定人を選任し、被害地域の被害の有無と被害の程度を把握して損害賠償請求が受け付けられると、これを査定するが、P&I ClubとIOPC Fundは、事件の初期に賠償請求を受け付けて処理する事務所を開く<sup>35</sup>。韓国では、ヘーベイ・スピリットセンター(HSC; Hebei Spirit Center)がこの役割を果たしている。但し、Claim Handling Officeや現地の損害査定人は被害者の損害補償請求を承認する権限がなく、請求の承認はP&I ClubとIOPC Fundが行う<sup>36</sup>。

今回のヘーベイ スピリット号事故の場合、被害住民、裁判所、IOPCだけでなく様々な研究機関や市民団体などがそれぞれその経済的被害規模について推定したが、その推定金額には大きな差を見せている<sup>37</sup>。これは、結果、IOPCの査定金額に対する被害住民の不信や政府の無能さに対する被害住民の叱咤につながったと判断される。

タンカーのヘーベイ スピリット号は香港国籍で香港は協約締約国であるため、責任を制限することができる上、総トン数が 146, 848 トンであるため、タンカー船主の責任限度額は 8, 977 万 SDR(約 1 億 4, 300 万ドル、約 1, 350 億ウォン)である<sup>38</sup>。

国際油濁補償基金(IOPC Fund、2008)は、推定被害額を最大 5, 735 億ウォンと推定し、被害住民の被害請求額と大きな差を見せたが、IOPCが提示した分野別金額は防除活動分野 1, 345 億

35 ムン ピョンイル、前述の論文、114 ページ。

36 Loc. cit.

37 ウィ ピョンリヤンのほか 3 人は、泰安郡を中心とした経済的被害規模は 7, 456 億ウォンと推定しており、事件全体を基準に緑色連合は 3 兆ウォン、京畿開発研究院は 1 兆 3, 137 億ウォン、IOPCは 5, 735 億ウォンと推定した(ウィ・ピョンリヤンのほか 3 人、2008、「経済的観点で行った海洋汚染被害地域の研究: 泰安地域の事例を中心に」、韓国地方自治研究、第 10 巻(通巻 24 号)、韓国地方自治学会、20 ページ)。

38 ムン ピョンイル、前述の論文、116 ページ。

ウォン、水産養殖分野 2,060 億ウォン、観光分野 2,330 億ウォンなどであった<sup>39</sup>。

〈表 2〉HSC 査定結果の例

クレーム番号	免許者	養殖魚網(ロット)	養殖形式	損失被害	諮問費用	総請求金額	査定金額		
							経済損失	諮問費用	計
###.#	○○○	950	PS	459,666,286	25,285,000	484,948,000	93,293,800	658,928	93,952,728

出典:韓国国土海洋部(2009.10)

## 2) 裁判所の判決

原油流出事故による住民の補償問題はまだ退屈な法廷闘争を繰り返している。2013 年 1 月 16 日、大田地方裁判所の瑞山地方裁判所支院は 2007 年 12 月に発生した泰安原油流出事故に対する被害総額が 7341 億ウォンと判断したが、これは被害住民が補償を求めた被害金額 3 兆 4952 億ウォンとは大きな差を見せている(〈表 3〉参照)<sup>40</sup>。2013 年 1 月 16 日の瑞山地方裁判所支院の査定裁判結果に対して、住民は査定裁判だと、国際基金とは違って被害住民の意見が反映されるだろうと思っていたが、反映されなかったことについてよく理解できずにいる状態である<sup>41</sup>。

被害住民は補償額をさらにもらうため、追加訴訟でも辞さないという立場であり、三星重工業は裁判所の判決とは別途で計 1800 億ウォンの出捐金を出すという意思を明らかにしたが、被害住民は 5000 億ウォンを要求しているため被害補償は難航している状況である<sup>42</sup>。

裁判所の査定判決が国際基金の主張と差がある部分は、次のような点が挙げられる。国際基金は、水産物が斃死した点を認めなかったが、裁判所は観察された事実を基にそれを認めていること、事故後、政府の操業制限措置の施行や解除をめぐり、国際基金と裁判所の立場が異なっていること、そして観光業など非水産分野における損害発生期間を国際基金と裁判所が違うように適用していることなどがそれに当たる<sup>43</sup>。

39 ウィ ピョンリヤンのほか 3 人、前述の論文、15 ページ。

40 <http://biz.chosun.com>, 2013.7.30. 具体的には総 7341 億 4383 万 3031 ウォンで決定したが、この結果について国際基金(IOPC)と泰安の住民が異議を提起し、別途の民事訴訟が行われた。

41 泰安郡所遠面蟻項里で宿泊業(ペンション)を営むシン.○○氏は観光分野に従事するほとんどの人が国際基金と裁判所から被害補償金 0 ウォンという結果を受け、がっかりしたとし、事故当時の修繕費用まで認定されず、どう生きていけるかを吐露した(中央日報、2013.1.16.)。

42 <http://www.hankyung.com>, 2013.7.29.

43 査定裁判は、一種の予備裁判であるが、この決定に対して、送達を受け取った日から 14 日以内に異議を提起しなければそのまま確定される。補償事例として、今回の泰安郡南面夢山浦港一帯で釣り船を運営するある市民は、原油流出による海洋汚染事故で 1300 万ウォンの被害を受けたと通報したが、国際基金の査定ではたったの 82,000 ウォンを被害金額と認めたほか、査定裁判では 46 万ウォンを認めたと不満を吐露した(京郷新聞、2013.1.16.)。

〈表 3〉国際基金及び瑞山地方裁判所支院における被害認定現況の比較

区分	国際基金 (2013. 1. 7 基準)					瑞山地方裁判所支院 (2013. 1. 16 決定)					対比 (% B/A)
	請求 (A)		査定		認定率 (%)	申請		決定 (B)		認定率 (%)	
	件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数	金額		
合計	128,400	2,775,283,557,271	57,014	184,464,136,498	6.65	127,471	4,227,148,488,408	63,201	736,074,011,587	17.41	26.52
住民 損害	128,339	2,163,556,581,080	57,006	180,247,337,128	8.33	127,436	3,633,621,963,390	63,167	518,200,345,230	14.26	23.95
水産	110,333	1,605,361,820,925	53,831	48,059,847,641	2.99	110,896	2,214,541,084,561	57,180	372,551,384,567	16.82	23.21
非水 産	18,006	558,194,760,155	3,175	132,187,489,487	23.68	16,540	1,419,080,878,829	5,987	145,648,960,663	10.26	26.09
劣後 債券	61	611,726,976,191	8	4,216,799,370	0.69	35	593,526,525,018	34	217,873,666,357	36.71	35.62

出典: 韓国国土海洋部の報道資料 (2013. 1. 23.)

\*国際基金の請求は水産分野のグループ請求で、件数と人数の差が発生

\*\*国際基金の査定現況 (2013. 6. 24. 認定基準) : 4,855 件、57,024 人、約 1987 億ウォン

また、裁判所の査定判決と被害住民が主張する被害金額に差があったのは、主に被害住民の一部が損害発生期間を長期間と主張し、年間漁獲量と売上高について一部の証拠資料を提示できなかったためだと判断される<sup>44</sup>。裁判所は水産分野と比較して非水産分野の方が補償金額が低い理由として、直接的な被害が水産分野で発生し、非水産分野は間接的な被害であることを勘案した点、非水産分野の債権者の証拠資料が不十分で、因果関係が認められない地域が多い点を挙げた<sup>45</sup>。

次の〈表 4〉は査定裁判以降に行われている被害住民と国際基金の訴訟提起の状況を表したものである。国際基金も査定裁判以降、裁判所の査定金額が高すぎるという理由から異議を提起したが、その差はやはり原油流出による海洋汚染により、漁民の場合は、操業制限期間の問題や被害の程度に対する判断、非水産分野の場合は、損害が及ぼされる地域的範囲と因果関係の判断が中核的な争点とみられる。

査定裁判以降、政府と各地域の地方自治体等が裁判所訴訟に対する法律相談などの支援を行ったにもかかわらず、約 15,000 人が訴えを取り下げた(〈表 4〉参照)。

44 瑞山地方裁判所支院はこの事件について 2011 年から民事部判事 3 人と専門家など検証団の会議を経て進行した(京郷新聞、2013. 1. 16.)。

45 裁判所は国際基金から損害を一切認められなかった営業従事者に対し、損害を追加で認めたが、これは同種業界の売上高や同種業界に従事する労働者の賃金水準など様々な要素を総合的に考慮して算出したものである(中央日報、2013. 1. 16.)。

〈表 4〉査定裁判に対する異議提訴の現況(単位:億ウォン)

区分	当初(2013. 2)				現在(2013. 4)			
	件数 (人員)	査定裁 判 金額 (A)	請求趣旨 金額(B)	差額 (B-A)	件数 (人員)	査定裁 判 金額 (A)	請求趣旨 金額(B)	差額 (B-A)
被害 住民	127 (87, 200)	2, 308	16, 659	14, 351	127 (71, 794)	1, 648	11, 183	9, 535
国際 基金	54 (63, 163)	6, 924	158	△6, 766	54 (63, 163)	6, 924	158	△6, 766

出典: 韓国海洋水産部-ヘーベイ.スピリット号.原油流出事故の関連業務現況の報告資料

(被害住民側は訴訟費用の負担などを理由に 15, 406 人(5, 476 億ウォン)が訴えを取り下げた。)

### 3) 韓国政府の措置と三星重工業

#### ア. 他の原油流出事故の場合

エリカ号事故(14, 000 トンの貨物油流出、1999. 12. 12)の場合、フランス政府は、政府債券劣後請求を宣言して、農林水産部の国家海洋生産養殖(OFIMER)において、国際基金の補償基準を根拠に、被害額 50%を貸付し、洪水など自然災害に遭った場合と同様に税金などの財政支援を行った<sup>46</sup>。

プレステージ号事故(63, 000 トンの重質油流出、2002. 11. 13.)の場合、スペイン政府は、「国家災害地域の支援に関する特別法」(Royal Decree)を制定して、政府が被害者に直接補償したが、これは迅速な補償のための措置で、スペイン政府が請求権を代位して、観光業者などに対しては専門損害査定人に査定させたほか、防除費用は地方政府が証拠資料を提出して、被害住民の補償を手伝った<sup>47</sup>。

#### イ. 大韓民國政府

##### ①特別災難地域の宣布

ヘーベイ スピリット号事故の場合、韓国政府は 2007 年 12 月 8 日、忠清南道 5 地域および全羅南道 3 地域などを「特別災難地域」と宣布し、特別災難地域の医療、防疫、防災及びゴミ収集活動の支援、義捐金品の支援、営農・営漁・施設・運営資金、中小企業施設・運営資金の優先融資、返済猶予、期限延期、利子減免、特例保証などの支援を行った<sup>48</sup>。

##### ②生計安全支援金の支給

生活安定支援金は漁業活動(素手漁業を含む)の中断により、他の生計維持手段がなく、生活が困難な零細漁家及び漁業関連従事の零細家具と海岸沿いの宿泊・料理など観光関連産業の従事者世帯で所得源が急減したが、他の所得源がなくて生計維持が困難な世帯を対象に支給し、総支給額 1, 071 億ウォンを割り当て、2008 年 3 月基準で生活安定支援金 729 億ウォンを支給した(国

46 モク ジンヨン、前述の論文、201-202 ページ。

47 上記の論文、203-204 ページ。

48 上記の論文、205 ページ。

民寄付金は約 350 億ウォンの募金、2008 年 3 月忠清南道集計<sup>49</sup>。

### ③特別法の制定

ヘーベイ スピリット号 原油流出事故の場合、総被害額が国際基金の限度額を超過するものと予想され、「ヘーベイ法」を通じて被害者の被害額が国際基金の補償限度額を超過する場合、その超過金額の全部又は一部を国が支援できるようにし、迅速な裁判ができるよう強制するなど特別法を制定して損害補償ができるように支援した(同法 9 条)<sup>50</sup>。

### ④地域事業の推進

地域経済の回復に向けて、地域住民の代替収入源の開発(海岸の清掃、廃棄物の除去など新たな就労事業の開発)、今後の三星重工業における出捐資金の運用モデル開発(自治体・住民及び関係省庁との協議を通じた地域発展財源に活用予定)などの計画を打ち出している<sup>51</sup>。しかし、「地域別の現場支援チーム」が住民との人的ネットワークづくりと住民意見の反映に困難があることを訴えている状況であるため、これに対しては、被害住民と疎通するための努力が必要である。

## 3. 被害補償の問題点

### 1) 従来の損害賠償における法理適用の限界

IOPCファンドの運営方式と被害補償の問題点として提起されるのは、簡単に要約をすれば、補償の遅延と低い補償金額が挙げられる。その主な原因は各協約締約国が持つ固有でかつ特殊な漁業状況などが存在するにもかかわらず、IOPCファンドがこれを反映せず、補償請求マニュアル<sup>52</sup>で画一的で定型化された基準を固執し、立証資料を過度に詳細に要求しているという点であり、これは一般住民には非常に複雑な過程で、難しい側面があるということである(パク セミン、2010、2011)。

IOPCの補償方式と範囲決定の背景は損害保険から出発すると言える。損害保険というのは、まず事故と損害が発生しなければならず、保険契約による事故と損害の因果関係を徹底的に調査しなければならぬ。これは民法上の不法行為責任論理の構造と非常に類似している。保険は事故の発生を備え、一定期間の保険金でこれを備えている相互扶助の思想に基づいているが、その実行段階では事故と損害発生、因果関係をどれくらい認めるのかによって保険金に差が生じるため、その査定は一般行政上の損失補償制度とは違うのである。

もし被害住民が立証できない資料と根拠を持って請求をする場合には保険者の立場では過剰請求と認識<sup>53</sup>するに違いなく、これは民事責任法理で損害発生や因果関係などの立証責任問題に転換されるため、大規模な災難事故に当たる原油流出事故の場合、厳格責任などの論理を持って接

49 市・郡別被害の程度と生活水準を客観的に測定できる 8 つの指標(被害の程度 6、生活水準 2)を選定して支給の基準にした(上記の論文、206 ページ)。

50 実際に漁業をしない人と非居住者などに対する検証と確定に時間が所要されている(国土海洋部、2008. 3. ヘーベイ・スピリット号原油流出による海洋汚染事故関連の推進現状及び今後の推進計画)。

51 上記の資料。

52 P&Iは保険契約者の加入船主が法的責任を負う場合、その法的責任を補償することになっていて裁判所の判断によって責任の範囲は変わるが、船主が責任を制限すると、その金額まで補償することになる。IOPC Fundは損害と関連して、どのような請求を認めるかに関する内部指針、つまり、補償請求マニュアルを持っているが、このマニュアルが裁判所を拘束するものではないというのが、大多数の裁判所の意見ではあるが、多くの裁判所がこの指針を参照している(ムン・ピョンイル、上記の論文、119 ページ)。

53 ヘーベイ スピリット号事故と関連した被害補償請求において実質的な被害者でない者の請求、立証できない資料等の使用などが引き続き問題になっている。また、原油流出による海洋汚染事故の場合、地域的・空間的被害範囲を決めることももう一つの難点といえる。

近することにも限界はあるのである。

## 2) 査定の公正性問題

損害の査定を保険者側から行うのか被害者側から行うのかによって補償金額に差が出るのであれば、それはまず公正性に問題があると言える。これは損害査定を担当する者がどちらに雇用されているかということとも密接な関係がある問題である。こうした事例はエリカ号事故(1999. 12. 12.)でも現れたが、損害と汚染との因果関係において、裁判所鑑定人による逸失所得率は 89~96%であるのに対し、国際基金による逸失所得率は 70~80%と低く評価された。これは過剰請求も問題になるだろうが、国際基金の過疎査定の傾向も否めない事例である(表 5)参照<sup>54</sup>。

〈表 5〉海苔の養殖に対する評価機関別の被害算定要因-評価基準の差異

区分	被害漁業者側の 鑑定評価	被害補償主体側の 鑑定評価	参考
生産期間	1~4 月	1~3 月	
採取回数	6 回	4 回	
生海苔の生産量	320 キロ/ロット	270 キロ/ロット	-被害漁業者側の最近 3 年基準を通じて被害査定適用した反面、補償主体はKMI観測センターの全国平均を基準に被害査定。 -被害漁業者側は生産損失、施設物、清掃費用、撤去費全体を適用したが、補償主体は生産損失だけを被害査定した金額である。
生海苔の生産価格	1,384 ウォン/キロ	980 ウォン/キロ	
経費(減価償却費など)	5 万ウォン/ロット	14 万ウォン/ロット	
被害査定額	518,000 ウォン (生産損失 400,000 ウォン、施設物 27,000 ウォン、清掃 41,000 ウォン、撤去費 10,000 ウォンなど)	269,000 ウォン(生産損失のみ含む)	

出典:韓国農林水産食品部の内部資料(2008. 10)

「油濁法」第 53 条(油濁損害の鑑定)には油濁による損害の調査、損害額の算定、油濁損害の鑑定を行う者が備えるべき要件に関して、必要な場合には大統領令によって決めると規定しているが、具体的な大統領令の内容については不在な状況である。

ヘーベイ・スピリット号事故の直後、国際基金はタンカー船主の保険者と共同で専門家を選任して被害の調査を行い、ヘーベイ・スピリット号事件の裁判所と被害漁民もまた自主的に鑑定人を選任して被害額を算定したため、同一の被害を対象に国際基金、被害漁民及び裁判所が選任した損害鑑定人による査定の結果をどのように比較して判断すべきかという問題が発生した<sup>55</sup>。

国際基金IOPCの被害査定は被害および補償の先例を分析して、すべての被害の立証資料<sup>56</sup>を根拠に査定するため、漁業者や地域住民の被害規模と金額が低く査定されるしかないというのが、大多数の研究者の主張とみられる。また、棄却件数が多いという部分においては、韓国国内水産業に

54 ムン・グァンミョン、前述の論文、34 ページ。

55 チェ・ジャンフン、前述の論文、113 ページ。

56 国際基金は観光関連事業について次のような休業損害立証資料を要求しているが、具体的に損失の性質、損失と汚染間の因果関係に関する証拠、損失期間及び以前 3 年間の同じ期間における月別の所得の内訳、損失期間及び以前 3 年間の月別の物品販売数量の内訳(貸与テント数、宿泊客室の数、チケット数量、所得内訳など)、営業規模の変動(例客室数の増減)、営業時間の変動、損失が発生した年度と以前 3 年間の価格変動の内訳、節約費用、損害算定方法が挙げられる(ムン・グァンミョン、前述の論文、35 ページ)。



従事する漁業者・被害地域の商人が零細だという現実がその原因であるものと把握される(カン ヨンシルのほか 2 人、2011)。

問題は査定担当者の公正性にかかっている。査定担当者は、国際基金の補償請求マニュアルを踏まえ、査定すべきであるが、その対象物件と損害に対する判断はその国や地域を基盤に、把握して接近するのが妥当である<sup>57</sup>。なぜならば、該当地域の損害を判断して因果関係を分析することに、前で議論した従来の損害賠償法理を適用する限界があるが、具体的な実務では実際の被害住民の生業の状況と状態などを分析するのが実質的な部分であるからだ<sup>58</sup>。

### 3) 補償範囲の問題

国際協定で認める汚染損害は防除費用 (Preventive measures including clean up)、物的損害 (Property Damage)、経済的損失 (Economic loss)、環境復旧費用 (Reinstatement/restoration of an impaired environment) に分けられるが、認否如何の核心は、汚染との関連性があり、合理的でなければならないという点である<sup>59</sup>。

韓国裁判所は公害訴訟、油濁訴訟で立証責任と関連して蓋然性理論が判例によって確立されたものとみられ、クムドン号事件<sup>60</sup>の控訴審(ソウル高等裁判所 2001. 5. 8. 宣告 99 ナ 14633 判決)と韓国最高裁判所(2004. 4. 28. 宣告 2001 ダ 36733)は立証責任の分配原則を採用しながら、被害者の立証責任を緩和した<sup>61</sup>。

### ア. 精神的損害

国際基金は精神的損害に対して因果関係がないという根拠を持ってこれを認定していないが、韓国裁判所は、油濁損害に精神的損害も含めて、慰謝料の補完的機能によって漁民が損害額の立証困難により適切な賠償を受けられない不合理を是正することができるという<sup>62</sup>。しかし、裁判所が精神的損害を認めるとしても、その範囲は損害賠償の範囲内で認められるため限界がある<sup>63</sup>。

### イ. 地域範囲の問題

原油流出による海洋汚染事故が発生する場合、その被害が地域と空間的にどれぐらいの範囲にまで及ぶかという問題である。国際基金では事故と損害の地域的範囲を狭く判断しているが、そ

57 これは、当該国家の固有の権限問題にもつながる。

58 日本ナホトカ号重油流出事故は国際基金側の調査員が査定を行い、フランスのエリカ号事故は農林水産部傘下の国家海洋生産養殖 (OFIMER) で国際基金のマニュアルを適用して査定を行い、スペインのプレステージ号事故は、国営の非営利保険会社 (Consortio) で、漁業分野は標準の被害算定方式で、観光分野は国際基金の基準に従って査定を行った。これを見ると、必ずどちらかにより決定をしなければならないという主張は成立できないことである。

59 ムン ピョンイル、前述の論文、119 ページ。

60 1993 年に 481 トン級のタンカー、韓国のクムドン号が湖南精油でバンカー重油を載せて、光陽(クエンヤン)製鉄に向かう途中、全羅南道猫島洞東側 1.8 マイルの海上でパナマ船籍の 8900 トン級貨物船BGアサン号と衝突し、バンカー重油 1 千トンあまりが流出した事故である(連合ニュース、1995. 10. 7.)。

61 被害者は加害者が有害物質を排出した事実、有害物質が被害物に到達した事実、損害が発生した事実を立証すればいいということで、上記のクムドン号事例において国際基金は無害性を主張したが、裁判所は有害性を認めながらも、被害者が乳化剤が被害物に到達したという点を立証できなかったことから、請求を棄却した(ムン グァンミョン、前述の論文、32 ページ)。クムドン号事件に対する最高裁判所の判例は違法所得の有無をその法律の立法趣旨と法律行為に対する非難の可能性の程度、特にその違反行為が持つ違法性の強度などを総合して具体的に、個別に判断しなければならないと判示したが、免許や許可を受けたり、申告をする際、特別な困難がない場合には、損害賠償請求に別に問題がないだろうが、特別な施設を備えていない場合や申請をすることができない場合には、損害賠償の請求が難しくなる可能性がある(の上記の論文、54 ページ)。

62 上記の論文、55 ページ。

63 ここで精神的な損害を被った被害者の範囲をどこまで認めるかが問題になるが、これは条件的な因果関係として認められず、実際に具体的な精神的損害が発生する事情がある場合に限り、認定関係を認めなければならない(ソン ユンハ、2005、環境侵害と民事訴訟、ソウル:青林出版社、351-352 ページ)。

の調査と関連してはどう調査するかが重要な問題である。

事故と関連した被害に対して正確な調査のためには全範囲にわたって、以前、被害者の収益が発生していた空間を対象に全数調査を行うのが妥当であるが、それは現実的に不可能であるため、標本地点を選定するが、一般的に調査地点は保険者の査定機関から自主的に選定して、被害請求金額と国際基金の査定金額の差を誘発することになる<sup>64</sup>。これは調査以降に被害地域の範囲を決定することにおいて、異見が見える部分である。

## ウ. 時間範囲の問題

過去シープリンス号事件で防除作業による漁業休業の損害は、休漁日×1トン当たり一日の純利益×トン数で計算したが<sup>65</sup>、この事件で休漁業(操業中断期間)が問題になり、国際基金は事故日の1995年7月23日から残存油がないと発表された1995年8月11日までの20日間だと主張した反面、被害側は防除作業の終結後、相当の期間(18日間～33日間)を含む期間だと主張した。そして裁判所は被害者側の主張を受け入れた<sup>66</sup>。

このような問題は、ヘーベイ スピリット号 原油流出事故の場合でも同様に発生した。過去の大型の油流出事故を検討すると、その補償手続きは5年ないし10年の長期間がかかるため、補償問題はどれだけの金額で十分にもらえるかも重要だが、どれだけ早くもらえるかも非常に重要な問題である(ムン ビョンイル, 2008)。

IOPC Fundsは、韓国政府の操業再開の決定が遅れ過ぎたという意見を提示したが、これは操業制限から操業再開の時点まで発生した漁業の被害について補償に対する議論を解消しようと努力する政府の計画によって推進されたものである。しかし、国民健康を優先的に保護して水産資源を保護しようとする政府と単純に操業再開の可能性だけを優先視するIOPC Fundsの判断基準が違っていたのである<sup>67</sup>。

## エ. 補償類型の問題

失業従業員の損失の認否如何、無免許、無許可、未申告の漁業(違法損害)の認否如何、油による海洋汚染が発生した後、施設物の交換などの問題、水産分野と非水産分野の損害程度の把握問題などが挙げられる。特別法である「ヘーベイ法」の適用上、補償を受けられた者と補償を受けられなかった者の間の公平性の問題と解決などが解決すべき課題である。

## 4. 総合検討

### 1) 損害賠償及び補償範囲の拡大方策

被害住民が損害補償を実質的に救済するための方策を議論すると、次のようになる。まず、水産分野の場合には立証資料の提出などが問題になるため、水産物の非系統販売(私的賣買)を系統販売に転換する必要があり、関連買入 売出の証拠書類の確保や、被害者のほとんどが該当する素

64 韓国国土海洋部(2009. 10)、補償を受けられなかった者のための支援策などに関する研究、61 ページ。

65 ソウル地方裁判所 1999. 1. 26. 宣告, 96 ガハップ 23332 判決。

66 ムン グァンミョン、前述の論文、32 ページ。

67 政府は 2008. 4. 18. 以後の操業再開措置が合理的かつ科学的な根拠によるものだとした反面、IOPC Fundsは 2008 年 1 月末で操業再開が十分にできるとしたが、このようなIOPCの主張は汚染された水産物の試料採取から検査に至るまで少なくとも 2 ヶ月以上かかるという事実を見過ぎていたのであった(イ グァンナムのほか 2 人, 2010, 「ヘーベイ スピリット号 原油流出事故における水産分野の対応事業の問題点と改善方策」、海洋ビジネス、第 17 号、海洋ビジネス学会、148-149 ページ)。

手漁業者に対する特別対策を講じることが必要である(カン ヨンシルのほか 2 人、2011)。

資料と関連し、被害を推定する他の方法は対象地域の過去 3 年間にわたる業種別、世帯別の所得水準の把握を通じ、零細な住民の場合には金融機関資料を確保 追跡する方法を講じるのを提示することができる(ウィ ピョンリヤンのほか 3 人、2008)。

また、海洋汚染事故の損害賠償率を向上させるためには水産業協同組合が被害調査などを行える根拠規定の新設、被害に対する科学的立証方法の研究と漁業所得資料の証拠確保、公務員及び検定会社などの専門家による被害実質調査、被害交渉専門家の養成があげられる(イ ヨンホ、2010)。

補償のタイプと関連して国際基金と韓国裁判所の判断に異なるところがあるが、事故当時の勤務契約で雇用されていた従業員の失業などによる損害に対して国際基金は補償から除外しているが、韓国法上、補償が可能になるものとみられる<sup>68</sup>。

迅速な賠償・補償を受けることができない原因として油濁損害賠償保障法に油類被害に対する調査と損害額の査定のための評価主体規定がないという点、油流出と被害との科学的な因果関係の立証が不足して素手漁業管理体系がずさんであることから、原油流出事故以後、実際に漁業に従事しない者の無分別な被害通報、国際基金の査定時間の遅延、漁業生産統計の問題点などが挙げられる。これに対する方策としては用役を通じた証拠確保、日和見主義行動の遮断、賠償・補償資金の調達、客観的損害査定に向けた漁業被害調査資料の標準づくりを提案することができるだろう(キム ヨンチュン、2013; チェ・ジャンフン、2012)。

## 2) 損害補償と地域再建の分離

補償の辞典的意味は「人に与えた損害を補ってつぐなうこと」である<sup>69</sup>。行政上の損失補償制度の定義はこうした辞典的意味の補償の意味とは違って、「国家や地方自治体が公共のニーズに応じるための適法な公権力の行使によって私人の財産権に特別な犠牲を加えた場合に財産権の保障と公的負担の前での平等という見地から、その私人に適切な補償をする制度」といえる<sup>70</sup>。

今回のヘーベイ スピリット号事故と関連して、一部の住民は、今回の事件は明らかに賠償だという概念で接近している。まず 1 次的に法的救済手段をとるのはとても当然な部分である。しかし、この事故の責任の分配は損害保険の保険金の支給と関連があり、それ以外の問題は民事 刑事上の責任を問わなければならない部分である。したがって、事故と関連して、以前の状態の地域再建を目指す被害住民と国家対策に関する部分は被害賠償と損害補償の領域とは別の部分としてみなければならない。

また、このヘーベイ スピリット号事件をめぐる、数多くの対立があったことが分かる。国際基金と被害住民間の補償金額に関する問題だけでなく、国家の役割の不在に対する被害住民の不信、水産分野と非水産分野の住民間の対立と葛藤がそれである。被害地域と被害住民の再建と生存のために最善の努力をしているという政府もその役割を果たせなかったのであるが、それより政府による賠償と補償の概念の混乱、社会保障との混用などが逆に対立を助長したのではないか<sup>71</sup>。

68 但し、通常予想可能な損害を基準にすると、アルバイト、季節、臨時など日雇い労働者の場合、雇用(就業)機会の喪失による損害については、原則的に補償が難しいだろう(ムン グァンミョン、前述の論文、49 ページ)。

69 <http://stdweb2.korean.go.kr>、国立国語院。

70 なお、間接補償(間接損失補償、事業損失補償)は、公共事業の施行または完成後の施設が間接的に事業地の範囲外にある他人の土地などの財産に損失を与えた場合の補償である(ホン ジョンソン、2012、行政法原論(上)、ソウル:博英社、738、765 ページ)。

71 防除作業と関連して、2008 年 1 月 8 日に 1 次の海上防除が完了になり、2008 年 10 月 10 日に島嶼地域の海岸防除が完了したが、ヘーベイ スピリット号 原油流出事故の防除の過程で現われた防除終了の問題は、地域住民との葛藤を引き起こした。問題は

多数の研究報告書と用役報告書は補償を受けられなかった者を支援して補償するために、様々な意見を提示しているが、基本的に過去の問題は損害賠償と補償を通じて扱うべき部分だと言えるだろう。それを担当することが損害保険と査定役割であり、訴訟の領域である<sup>72</sup>。

今まで原油流出による汚染地域に対する直接的被害と復旧に焦点を置いていたが、段階的な推進計画を通じて、海洋の自然回復を促進する必要があるにもかかわらず、より根本的かつ体系的な回復計画及び対策がないのが実状であった<sup>73</sup>。ヘーベイ スピリット号 原油流出事故の環境被害額を推定すると、条件付き価値評価法を適用した年間環境被害額は 630 億だという結果がある(シン チョルホのほか 2 人、2008)<sup>74</sup>。

国家の責務は未来に向けたものでなければならない。過去の責任に関する部分は保険の手続きと司法部の判断を尊重するのが妥当だと思う。今後、被害住民の生活基盤と再建を回復して無限の環境価値を回復するために財政と各種支援を設けることが必要な時点である。

#### IV. 結論

本研究は、被害地域と住民の実質的な補償のために従来の議論を通して、損害及び補償、国家の役割を強調した公共的再建が必要だということについて議論した。こうしたことから、本研究の目的はヘーベイ スピリット号事故の事例を分析し、原油流出による海洋汚染事故の補償範囲を再検討するものである。

2013 年 1 月 16 日、大田地方裁判所の瑞山地方裁判所支院は 2007 年 12 月に発生した泰安原油流出事故に対する被害総額が 7341 億ウォンと判断した。以後に民事訴訟が進行される予定であるが、大勢の被害住民は査定裁判の場合、国際基金とは違って、被害住民の意見が反映されると思っていたのに反映されなかったということで、よく理解できずにいる状態であった。政府は各種支援措置を行っているが、国家の役割の不在という空しさが住民をさらに辛くする状況だと判断される。本研究は被害住民の損害賠償及び補償支援のために現在の問題点と対策等を整理してみた。これを現在の問題点を改善できる資料として使えるだろう。なお、損害賠償と補償の手続き、訴訟とは別に国家の責務は未来に向けたものでなければならないという点を強調した。それは、環境価値が人間に与える無限な便益に対する考慮を通じて今後の被害地域と住民の再建に対する議論であった。

---

防除作業を終了しようとする関係機関と防除作業がまだ終わっていないことを主張する住民の強い反発であった。反発の理由は原油流出による海洋汚染問題で漁業所得がなくなった住民らが防除作業の賃金で生計を維持していたためで、防除作業の終了は結局住民の生計問題に関わる問題であったからである(イ グァンナムのほか 2 人、前述の論文、155-156 ページ)。

72 損害査定士又は損害査定業者の業務は損害発生の実事の確認、保険約款および関係法規の適用における適正性の判断、損害額及び保険金の査定、関連書類の提出及び保険会社に対する意見の陳述である(保険業法第 188 条)。

73 イ グァンナムのほか 2 人、前述の論文、153 ページ。

74 1989 年 3 月 24 日、アラスカで発生したエクソン バルディーズ号の原油流出事故の場合、原油約 1,100 万ガロンがプリンスウィリアム湾の海上に放出された事故であったが、その環境被害額は約 28 億ドルに上った。

## 〈 参考文献 〉

- カン ヨンシルのほか 2 人(2011)、「泰安原油流出事故の被害査定及び補償事例の分析研究－ヘーベイ スピリット号事故を対象に」、韓国島嶼研究、第 23 巻第 2 号、韓国島嶼学会。
- 韓国国土海洋部(2008. 3)、「ヘーベイ スピリット号 原油流出事故関連の推進現状及び今後の推進計画。
- 韓国国土海洋部(2008. 4)、「ヘーベイ スピリット号 原油流出事故関連の海洋汚染の影響調査 第 1 次中間結果の発表。
- 韓国国土海洋部(2009. 10)、「補償を受けられなかった者の支援策などに関する研究。
- 韓国国土海洋部(2013. 1)、「西海岸の原油流出被害補償のニュース。
- キム ジェソン(2013)、「大規模の環境災難に対する国家介入の意味と限界、調整的補償モデルに関する議論」、土地公法研究、第 62 集、韓国土地公法学会。
- キム ジェホン(2006)、「環境資源の経済的価値と環境汚染の社会的費用」、京畿:集文堂。
- キム ヨンチュン(2013)、「公益事業による漁業損失補償額の算定方法と問題点」、韓国土地公法学会第 89 回学術大会第 2 主題、韓国土地公法学会。
- キム ハングユ(2010)、「ヘーベイ スピリット号海洋汚染事故の関係者に対する刑事裁判の結果の考察－タンカー側の関係者を中心に－」、2010 年度海洋環境安全学会の春季学術発表会、海洋環境安全学会。
- ナ ウンヨン(2009)、「原油流出事故の被害補償制度改善の方向に関する研究」、韓国海洋環境工学会誌、Vol. 12、No. 2、韓国海洋環境工学会。
- モク ジンヨン(2008)、「韓国、油濁損害賠償制度の改善に関する考察」、海事法研究、第 20 巻第 2 号、韓国海事法学会。
- ムン グァンミョン(2008)、「油濁損害賠償範囲及び泰安事故特別法に対する考察」、韓国海事法学会誌、第 30 巻第 2 号、韓国海事法学会。
- ムン ビョンイル(2008)、「泰安半島 原油流出事故を通じて考えた海洋汚染損害の責任及び補償体制の概観」、海上、保険研究、第 4 巻 1 号、海上 保険研究会。
- パク セミン(2010)、「油濁損害賠償において国際基金(IOPCファンド)の補償手続きと補償の遅延に対する問題点の分析」、韓国海法学会誌、第 32 巻第 1 号、韓国海法学会。
- パク セミン(2011)、「現行のIOPC国際基金協約の体制の下で油濁損害賠償に関する韓国内部の問題点に対する分析」、韓国海法学会誌、第 33 巻第 2 号、韓国海法学会。
- ソン ユンハ(2005)、「環境侵害と民事訴訟」、ソウル:青林出版社。
- シン チョルホのほか 2 人(2008)、「ヘーベイ スピリット号 原油流出事故の環境被害額推定の研究」、韓国海洋水産開発院。
- ウィ ピョンリヤンのほか 3 人(2008)、「経済的観点での海洋汚染の被害地域研究:泰安地域の事例を中心に」、韓国の地方自治研究、第 10 巻(通巻 24 号)、韓国地方自治学会。
- イ グァンナムのほか 2 人(2010)、「ヘーベイ スピリット号 原油流出事故における水産分野の対応事業の問題点と改善方策」、海洋ビジネス、第 17 号、海洋ビジネス学会。

イ ヨンホ (2010)、「国内原油流出による海洋汚染事故における損害賠償率の向上方策」、2010年度海洋環境安全学会の秋季学術発表会、海洋環境安全学会。

チョン ムグォン (1997)、「補償正義理論に関する哲学的考察—功利主義的視点の有用性と限界—」、地域発展研究、6巻、延世大学地域社会開発研究所。

チェ ジャンフン (2012)、「原油流出による海洋汚染による漁業被害の賠償・補償制度改善の研究」、博士学位論文、全南大学校大学院。

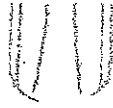
ホン ジョンソン (2012)、「行政法原論(上)」、ソウル:博英社。

<http://stdweb2.korean.go.kr>、国立国語院。

<http://www.esa.int/ESA>、欧州宇宙機関。

<http://www.koem.or.kr>、海洋環境管理公団。

## 震災被災地の補償・評価



中央用対第5号  
平成24年 1月12日

東北地区用地対策連絡会会長 殿

中央用地対策連絡協議会事務局長  
(国土交通省土地・建設産業局地価調査課長)



東日本大震災の被災地内の用地取得における土地評価  
に当たっての留意事項について (通知)

東日本大震災の被災地内の用地取得における土地評価について別紙のとおり留意事項を取りまとめたので、参考とされたい。

なお、この通知は新たな方針や公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）等の解釈の変更を示すものではなく、同基準等から当然に導かれる運用上留意すべき事項を示すものであり、併せて関係条項の適用関係の説明も便宜上入念的に記載している。

会員への周知に当たっては、この点に誤解の無きよう取り計らわれたい。



## 別紙

### 被災地内の土地評価に当たっての「公共用地の 取得に伴う損失補償基準」の運用上の留意事項

公共事業の施行に伴い必要となる土地の評価については、公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定。以下「基準」という。）及び公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日用地対策連絡会決定。以下「細則」という。）に定めるところにより実施されているところであるが、今般の東日本大震災の被災地内の土地評価に当たっては、基準等の運用上、次の事項に留意して実施すべきものと考えられる。

なお、上記基準等は、天災等により土地の価格形成要因が大きく変化する場合も想定した上で制定されており、今回の被災地における公共事業の施行に伴い必要となる土地の評価についても、これらの基準等は何ら変わりなく適用されることを念のため申し添える。

#### 1 震災の影響による価格形成要因の変動率について

基準第3条により契約締結時点の土地の価格を算定するに当たり、基準第9条の取引価格の事例としては、できる限り被災後の事例を選択すべきであるが、被災後の取引事例が少なく、また適切な取引事例が乏しい場合には、被災前の取引事例を選択せざるを得ない。

被災前の取引事例を選択する場合には、震災の影響による価格形成要因の変動を把握し、その変動に伴う価格の補正を適正に行う必要が生じることとなるが、今般の東日本大震災の被災地は広範囲にわたるとともに多種多様な被災状況が見受けられるため、その判断はきわめて専門性の高いものである。

したがって、震災の影響による価格形成要因の変動率（以下「震災地域格差修正率」という。）の把握については、不動産鑑定士の鑑定評価書又は意見書を活用することとなるが、被災の前後にわたる地域の特性及び当該地域における価格形成の実態の的確な把握が当該鑑定評価等において特に要請されるところであるので、被災の前後にわたる地域の実情を熟知した不動産鑑定士の鑑定評価書等を活用することが望ましいものと考えられる。

また、不動産鑑定士への鑑定評価等の依頼に当たり、確実に震災地域格差修正率を把握する方法として、鑑定評価依頼書又は仕様書等において、震災地域格差修正率を鑑定評価書等に明記する旨条件を付す等が考えられる。

#### 2 同一状況地域の区分について

被災地の地域状況は、津波によって壊滅的被害を受けた地域など、被災前に比べて価格形成要因が大きく変化している。

したがって、細則別記1 土地評価事務処理要領第6条の同一状況地域の区分は、被災状況、価格時点における復旧の状況、復興計画等による将来の見込みについて調査した上で決定することとなるが、復興計画等による将来の見込みを判断するに当たり、復興計画の策定状況と内容、具体性と実施時期、土地利用の状況の変化の可能性について十分な調査・把握を行うことが必要になるものと考えられる(※)。

※ 東日本大震災の被災地における不動産の価格等調査のための運用指針(N01) (平成23年6月社団法人日本不動産鑑定協会) II. 3. (1)が参考になる。

東 用 対 第 4 9 号  
平成23年12月20日

東北地区用地対策連絡会  
会 員 各 位

東北地区用地対策連絡会  
事 務 局 長

東日本大震災の被災地域における用地取得について（参考送付）

今般、東北地方整備局用地部より、標記にかかる情報提供があったことから、別添のとおり参考送付いたします。

事 務 連 絡  
平成23年12月19日

関係事務所  
用地担当課長 殿

用 地 部  
用地企画課長  
用地補償課長  
用地対策課長

東日本大震災の被災地における用地取得について

標記における土地等の取得等に係る補償金額の算定については、「東日本大震災による被災地内の用地取得について」（平成23年8月1日付け用地企画課長、用地補償課長、用地対策課長連名事務連絡）で通知しているところであるが、当該事務連絡において別途定めることとしていた事項と合わせて、別紙のとおりとりまとめたので通知する。

なお、平成23年8月1日付け用地企画課長、用地補償課長、用地対策課長連名事務連絡については廃止する。

## 1. 土地価格について

### (1) 土地の価格時点

国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日国土交通省訓令第76号）第3条において、土地の価格は契約締結時の価格により算定するものとされていることから、今回の被災地における評価にあたっては契約締結時点となる。

### (2) 同一状況地域及び用途的地域の判断

被災地の地域状況は、津波によって壊滅的被害を受けた地域など、被災前に比べて価格形成要因が大きく変化している。

現状における地域判断は、被災状況、価格時点における復旧の状況、復興計画等による将来の見込み（復興計画の策定状況と内容、具体性と実施時期、土地利用の状況の変化の可能性）について調査を行ったうえで、慎重に判断するものとする。

同一需給圏の範囲については、震災前の地域要因の類似性に加え、被災状況、災害関連法令の適用状況、復旧の程度及び復興計画の策定状況の類似性を勘案して決定するものとする。

### (3) 取引事例比較法に係る事例の収集及び選択

取引事例については、被災後の事例をできるだけ収集及び選択すべきであるが、被災後の取引事例が少なく、また適切な取引事例が乏しい場合には、震災前の取引事例を選択する事ができるものとする。

### (4) 震災の影響による価格形成要因の変化に伴う修正（震災地域格差修正）

被災前の取引事例による土地評価手法は、震災前の地域要因により取引事例との比較を行い、震災格差修正率により震災後の地域の標準的画地の価格を求め、個別的要因の比較を行って比準評価価格を求める方法を基本とする。

また、震災地域格差修正率は、被災状況や復旧状況によって異なるものであり、その判断は極めて専門性が高いことから、不動産鑑定士の不動産鑑定評価書又は意見書によるものとする。

なお、津波により建物等が全壊した地域など、被害の状況によっては、複数の鑑定士に依頼することができるものとする。

## 2. 物件移転料その他通常生ずる損失の補償について

### (1) 補償額算定の原則について

補償額算定の時期は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日国土交通省訓令第76号）第3条により契約締結時点となる。

### (2) 建物等の移転料について

契約締結時に滅失又は毀損している建物等について、再築工法における移転料の算定は、次を標準とするものとする。

また、再築工法以外の工法についても準じた取扱いとするものとする。

#### ① 滅失建物

滅失した建物については、補償を行わないものとする。

ただし、廃材の撤去が必要な場合には、同撤去に要する費用を補償するものとする。

なお、本災害による損壊家屋等の撤去等については、公的負担をもって行うこととなる場合があるので、補償金との二重支出（二重計上）とならないよう適正に措置するものとする。

#### ② 毀損している建物

(ア) 建物としての効用があるもの

推定再建築費×再築補償率－修復費＋取壊し工事費－発生材価額

(イ) 建物としての効用がないもの

取壊し工事費－発生材価額

(ウ) 修復費は、別途、資金調達又は一時的に積立金を充てる場合でも、時間を置かずに補填すると考えられることから運用益損失額には影響しないものとする。

③ 毀損している建物に関し、「建物としての効用の有無」については、建築士等の専門家の意見等及び「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針（財団法人日本建築防災協会発行）」の被災度区分判定を参考にして認定するものとする。

この場合において、建築士等が被災度区分判定で「大破」以上と認定した建物については、修復費の算定をすることなく「建物としての効用がないもの」とすることができるものとする。

#### ④ 推定再建築費の算定について

(ア) 原則として、木造建物又は非木造建物の調査積算要領により調査及び算定するものとする。

(イ) 補償対象となる物件について、事業施行上の理由等で上記（ア）による調査及び算定により難しい場合には、別途、専門家の鑑定等の資料を根拠として推定再建築費を算定することができるものとする。

(ウ) 補償対象となる建物が、共同住宅等で効用のある部分とない部分とが混在する場合には、効用ある部分の推定再建築費をもって、当該建物の推定再建築費とするものとする。

⑤ 修復費の算定について

修復費は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領の制定について（昭和61年4月1日建設省経整発第22号）」第7条第1号及び同第2号に規定する補修方法等による原状回復の費用とするものとする。

⑥ 工作物の移転料について

工作物の移転料については、建物の移転料の算定方法に準じて算定するものとする。

⑦ 機械設備の移転料について

(ア) 建物の移転工法における復元工法及び再築工法の算定式に準じて算定するものとする。

(イ) 操業停止中の工場等で、外観のみでは効用の有無が認定困難な機械設備については、メーカー等専門家の意見等を参考にして、当該機械設備の効用等の有無を認定するものとする。修復費についても同様とする。

(ウ) 滅失又は毀損建物の廃材若しくは解体材を取り除きながら搬出する必要がある機械設備については、これらの経費増加分を加算することができるものとする。

(3) 動産移転料について

使用可能な家財等が存する場合には、動産移転料を補償することができるものとする。

(4) 仮住居等に要する費用の補償について

契約締結時において、建物所有者及びその家族等が現に居住していない建物を構内移転する場合、仮住居補償は行わないものとする。

(5) 借家人に対する補償について

借家人に対する補償の要否については、補償契約締結時において現に賃借人であるか否かによって判断するものとする。

(ア) 補償契約締結時において、賃貸借契約の目的物たる建物が滅失している借家人に対しては、既に借家権が消滅しているため補償は行わないものとする。

(イ) 上記(3)②において、建物としての効用がないと認定した建物の借家人に対しても、補償は行わないものとする。

**(6) 移転雑費(移転先等選定に要する費用)について**

契約締結時において、建物が滅失又は建物としての効用がない毀損建物の場合であっても、従前建物が構外移転になると認められ、当該建物所有者が土地に関して権原を有する者である場合又は土地に関して権原を有する者と密接不可分の関係にある場合は、移転先の選定に要する費用を補償することができるものとする。

**(7) 立木補償について**

契約締結時において、倒木及び半倒木となっているものについては、立木としての補償は行わないものとする。

**(8) 果樹等の収穫樹の伐採補償について**

収穫樹の補償にあたっては、葉が枯れ枝も黒変し枯死しているとみられる状況の場合を除いては、塩害の影響はなく又はあったとしても僅かであり、収穫量への影響はないと判断するものとする。

なお、管理状況等が、近隣のものと比較し相違が見受けられると判断される場合には、管理状況等総合的に勘案し、補正することができるものとする。

**(9) 営業補償について**

契約締結時において現に営業を行っていない者に対しては、営業休止補償は行わないものとする。

なお、次の①、②に掲げる営業補償に係る取扱いの適用期限については、平成24年6月30日までとする。

**① 収益減の補償について**

収益減補償は、契約締結時から前12ヶ月までの営業資料若しくは営業内容を調査・分析することを基本とし、収益額を認定するものとする。

これにより難しい場合は、実情により別途認定することができるものとする。

**② 得意先喪失補償について**

取得等に係る土地において、契約締結時に当該場所で営業を行っている者で、当該土地以外の土地で営業活動を再開するにあたり一時的に得意を喪失することによる損失が認められるときは、補償するものとする。

**○従前1ヶ月の売上高**

従前1ヶ月の売上高は、契約締結時から前12ヶ月までの営業資料若しくは営業内容を調査・分析することを基本とし、売上高を認定するものとする。

これにより難しい場合は、実情により別途認定することができるものとする。



(10) 算定に当たっての留意事項について

(ア) 移転工法の認定について

移転工法の認定に当たり、残地が合理的な移転先地となるか否かの判断については、復興計画の施行に伴い、残地に法的な私権制限が課される場合があるので留意するものとする。

(イ) 建物等の移転料算定に当たり、取壊し工事費を算定する場合は、必要に応じて専門業者の見積書を徴するものとする。

(ウ) 物件移転料の算定に当たっては、災害廃棄物の撤去等について公的負担と補償金との二重支出（二重計上）とならないように適正に措置するものとする。

(エ) 建物等の移転に当たり、所有者が特定できない廃材等が混在する場合は、当該物件所有者及び関係市町村等と協議し、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針（平成23年3月25日環廃企発第110325002号被災者生活支援特別対策本部長（環境大臣）」2(4)に沿って処置するものとし、必要額を加算できるものとする。

(オ) 改葬の補償に当たり、被災により墳墓等の構造、種類、規模及び管理者等「共通仕様書」別記7墳墓等調査積算要領に規定する調査項目が不明となっており確知できない場合にあつては、墳墓等の確認方法、改葬等の手続き（無縁墳墓等の手続きを含む。）について、「墓地・埋葬等に関する法律」（昭和23年法律第48号）の事務を所掌している関係市町村と協議のうえ進めるものとする。

# 東日本大震災の被災地における 土地評価について

平成25年11月14日

第8回日  
韓合同セミナー 日本プレゼン資料  
一般財団法人 日本不動産研究所 システム評価部 高橋英嗣



一般財団法人

**日本不動産研究所**  
Japan Real Estate Institute

# CONTENTS

- 東日本大震災の被災地における評価実例
  - ・ 岩手県大槌町の実例紹介
  - ・ 被災地における各種事業と用地取得
- 津波被災地における土地評価の考え方
  - ・ 被災地評価における課題
  - ・ 震災減価率の考え方について
  - ・ 震災減価要因について

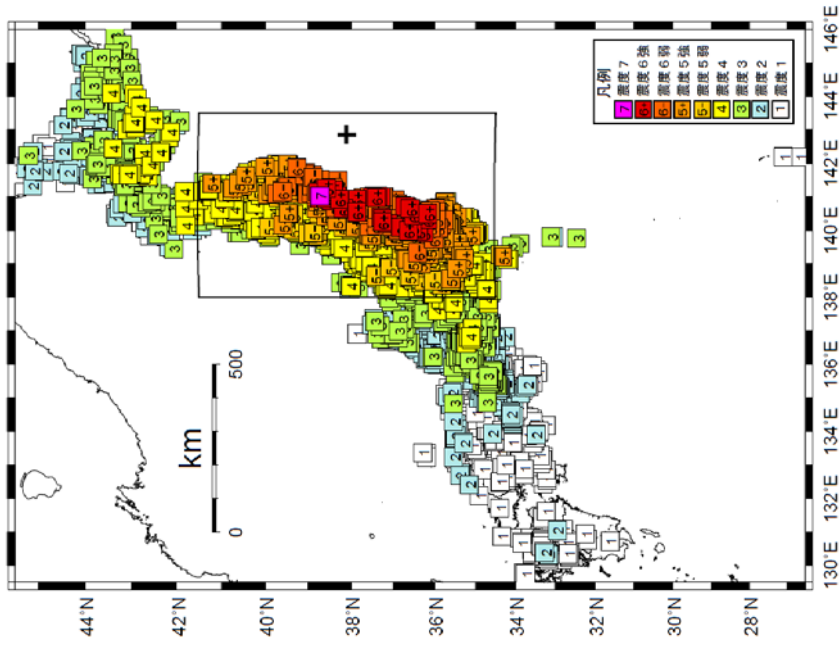
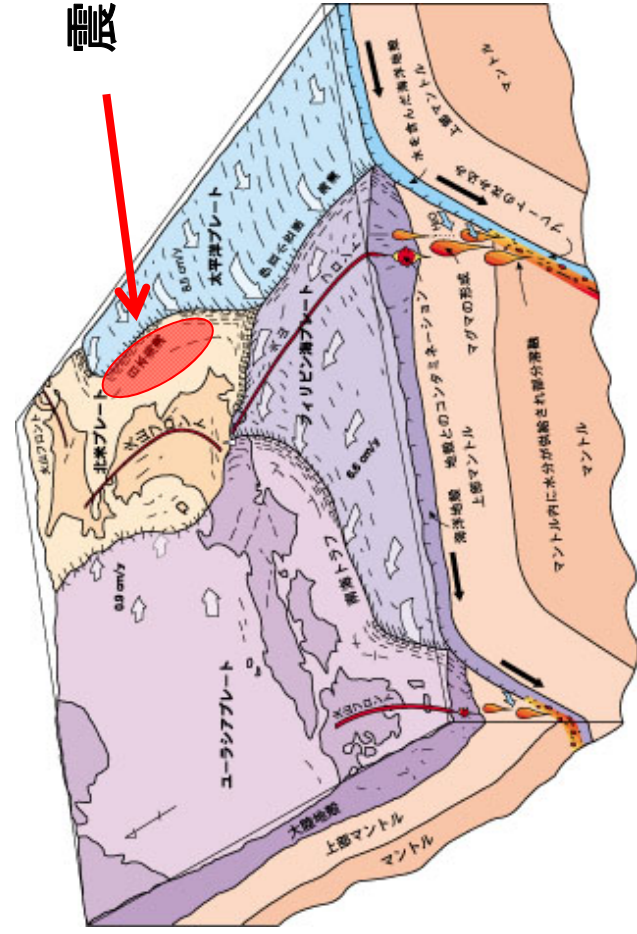
# 1. 東日本大震災とは

2011年3月11日14:46に三陸沖を震源として発生したM9.0の巨大地震

1960年チリ地震 (M9.5)

1964年アラスカ地震 (M9.2)

2004年インドネシア・スマトラ沖地震 (M9.1)  
に次いで、観測史上世界4番目の規模

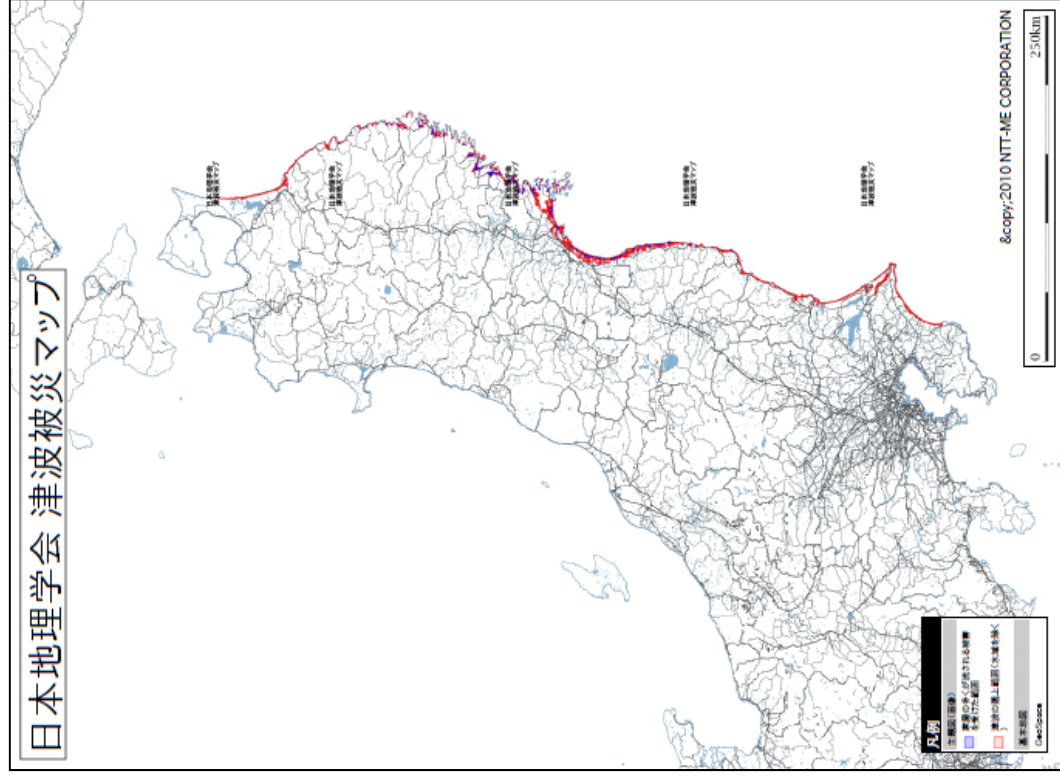


出所)一般社団法人全国地質調査協会連合会  
「プレートテクトニクスからみた日本列島」を元に作成

## 2. 東日本大震の特徴

- 津波による広域的かつ面的な被害  
→ 市町村の都市インフラが津波で丸ごと消失
- 主に農漁村が被災地
- 液状化・原発事故

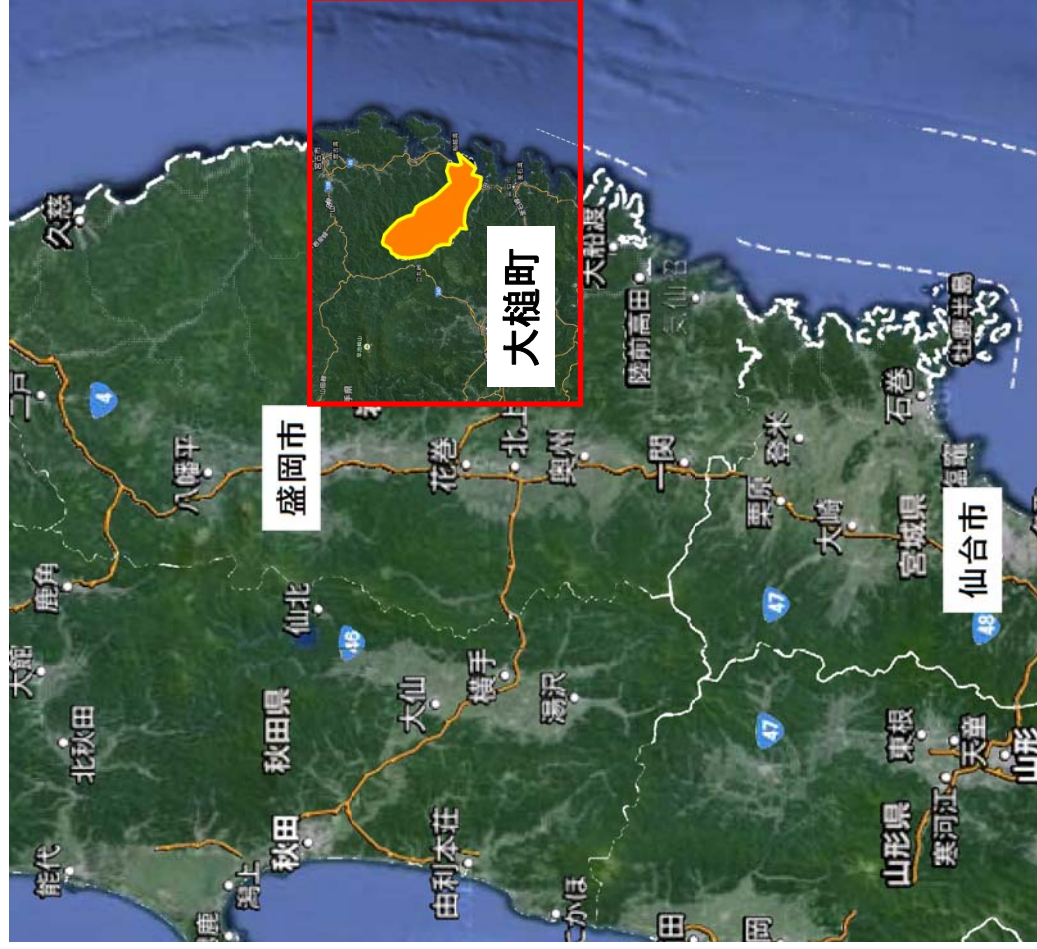
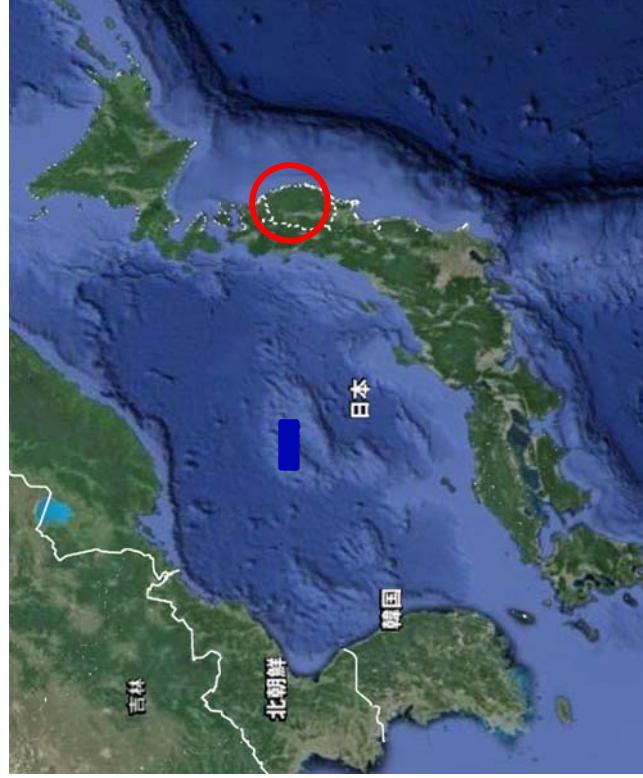
	阪神・淡路大震災	東日本大震災
被災範囲	地域限定的	極めて広域
主な災害	家屋倒壊・火災	津波・液状化(原発)
被災地の特徴	主に都市部	主に農漁村
産業の状態	職住分離型が多い	職住近接型が多い
財政力	相対的に高い	相対的に低い
地価水準	相対的に高い	相対的に低い
震災後の注目点	建物耐震性 活断層	津波対策 地盤の良否
被害総額	推計約10兆円	推計16～25兆円





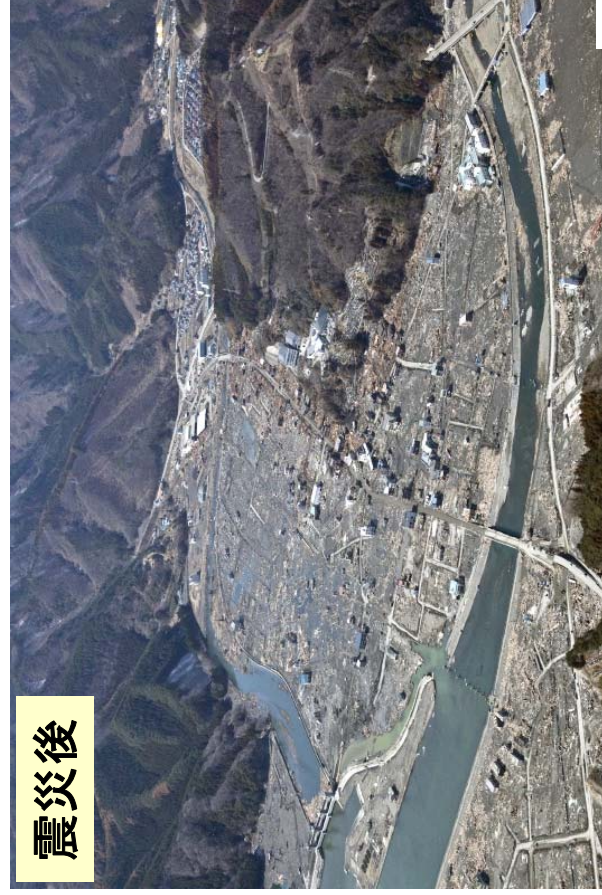
### 3. 津波被災地の評価実例（岩手県大槌町）

- 大槌町の紹介
  - 面積： 200.59
  - 人口： H23.2月 15,994人  
→ H25.9月 12,808人  
(震災前と比較して ▲20%)
  - 産業： 主に漁業



## 4. 大槌町の津波被害

- 死者・行方不明者：  
1,256人（人口の約8%）
- 建物被害：  
6,507棟（全壊家屋は約50%）
- 津波の高さ：  
最大で22.2m  
（中心市街地では5m～10.7m）





## 5. 被災地域における各種事業と用地取得

### ● 土地評価が求められる事業の例

- ① 防災集団移転促進事業
  - ・ 移転元（津波被災地）の買い取り
  - ・ 移転先（被災地以外）の用地取得
  - ・ 移転先の分譲住宅地の売却
- ② 土地区画整理事業
  - ・ 緊急防災空地整備事業に係る用地取得（被災地）
  - ・ 区画整理の整備後の価格

### ● 事業の特色

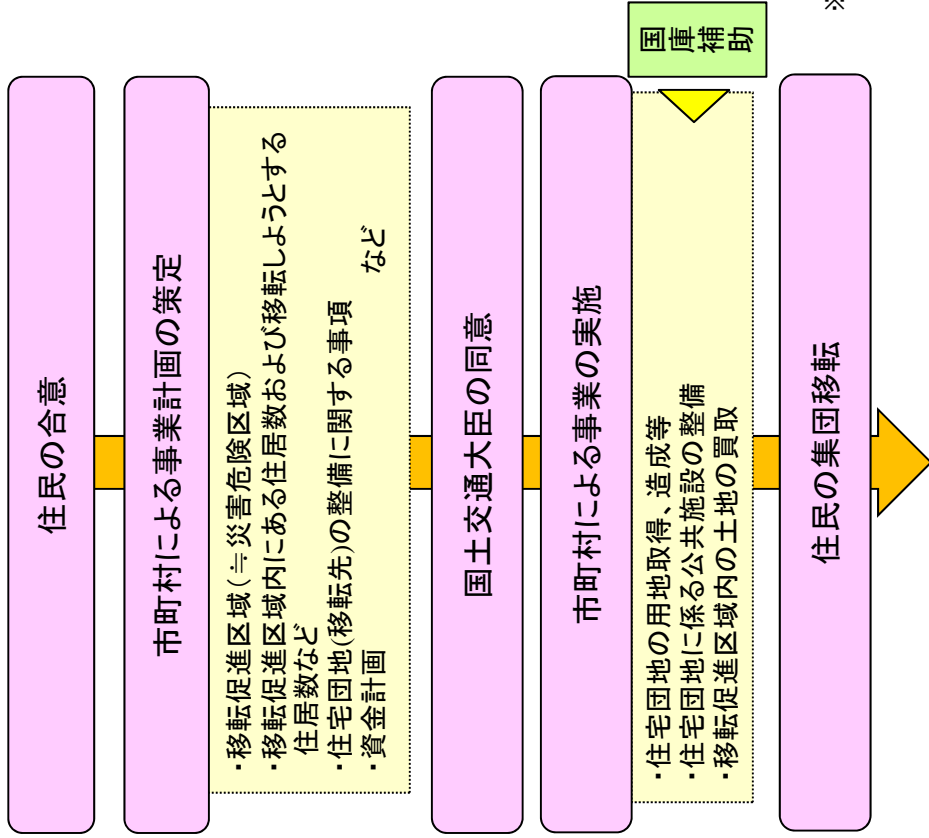
- ① 移転元（津波被災地）の買取り価格が被災者の生活基盤の原資
- ② 収用事業でないため住民の合意が必要
- ③ 面的な買収事業



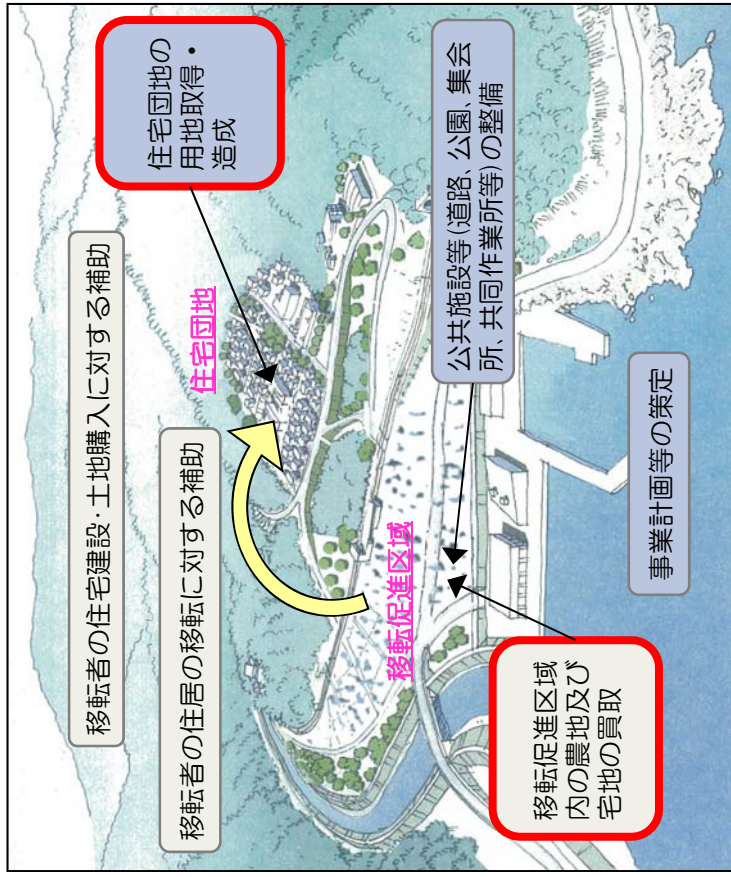
# 6. 防災集団移転促進事業とは

住民合意を踏まえ、市町村が住民を被災地から安全な土地へ移転させる事業

<プロセス図>



<イメージ図>



※国土交通省「東日本大震災の被災地で行われる防災集団移転促進事業パンフレット

## 7. 移転元（被災地）の評価について

- 評価に求められること

- ① 震災の影響を考慮した価格
- ② 面的な大量評価
- ③ スピード

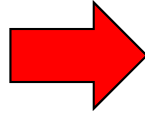
- 評価上の課題

- ① 価格形成要因が大きく変化
  - ・ 宅地・農地が流出して更地化
  - ・ 最寄り駅が休止
  - ・ 道路・上下水等のインフラ、商業施設・港湾等の毀損
  - ・ 人口減少
  - ・ 土地に対する需給の変化など
- ② 取引市場が正常に機能していない
  - = 震災後の売買事例がない

## 8. 被災地の評価の考え方

被災地域の土地価格  
＝被災前の土地価格 × 震災格差修正率（震災減価率）

被災前の価格をベースに、震災による価格形成要因の変動を反映させた  
震災格差修正率（震災減価率）を適用



震災前の価格の70%～80%水準

## 9. 評価の流れ

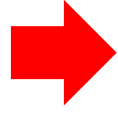
震災前の価格水準の把握

- ・震災前の取引事例等



震災による価格への影響を分析

- ・過去の災害事例の分析
- ・被災の状況
- ・復旧の状況
- ・震災後の需給動向の分析
- ・将来の要因変化の予測



震災格差修正率の査定

① 震災前の価格形成要因の分析



② 震災後の価格形成要因の変動分析



③ 地域の区分

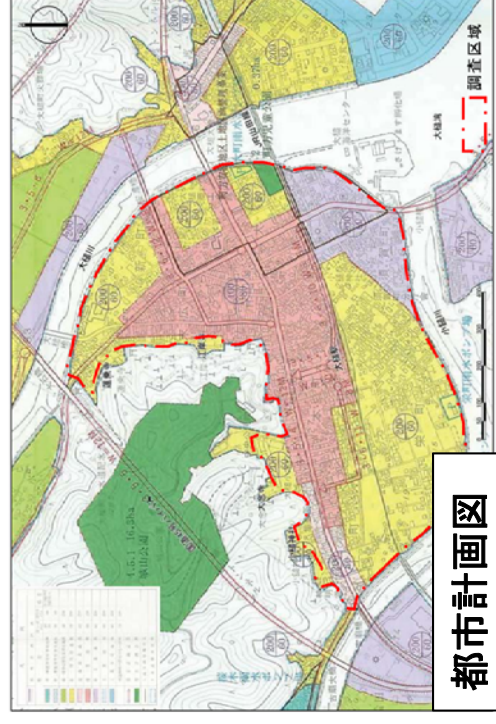
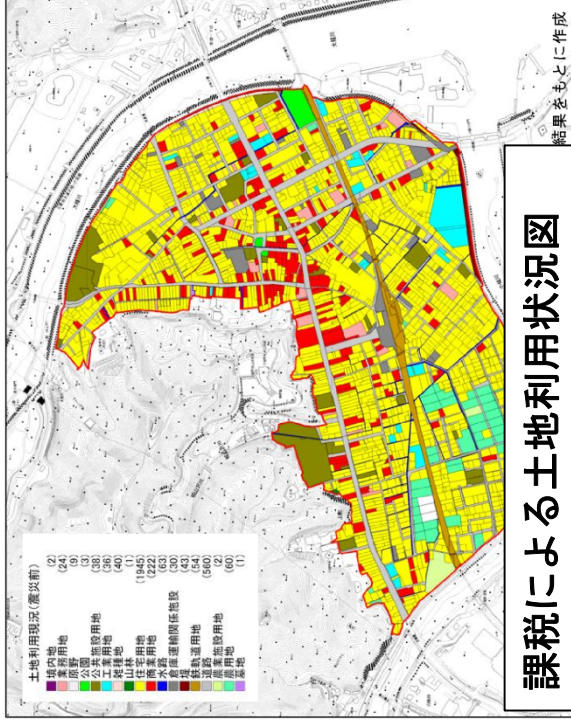


④ 標準地の設定・評価



# 10. 震災前の価格形成要因の把握

- 過去のデータを活用
  - ① 航空写真（衛星写真）
  - ② 登記・課税データ
  - ③ 都市計画図 など

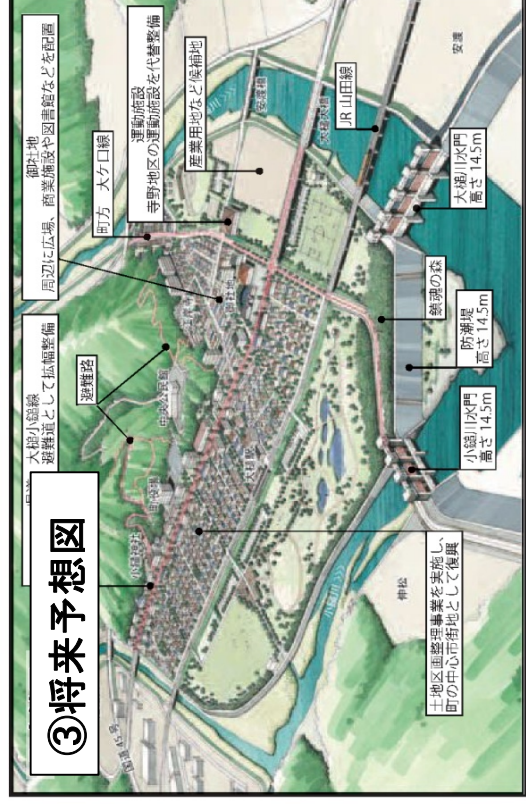
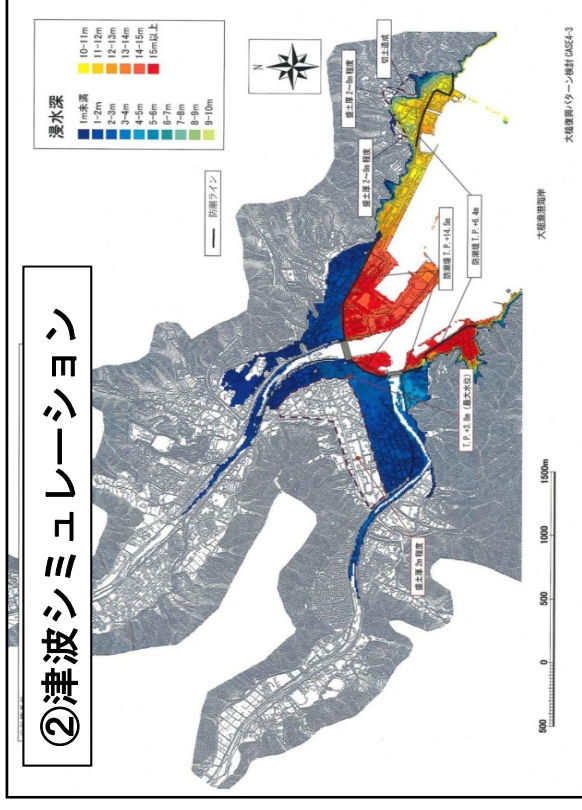
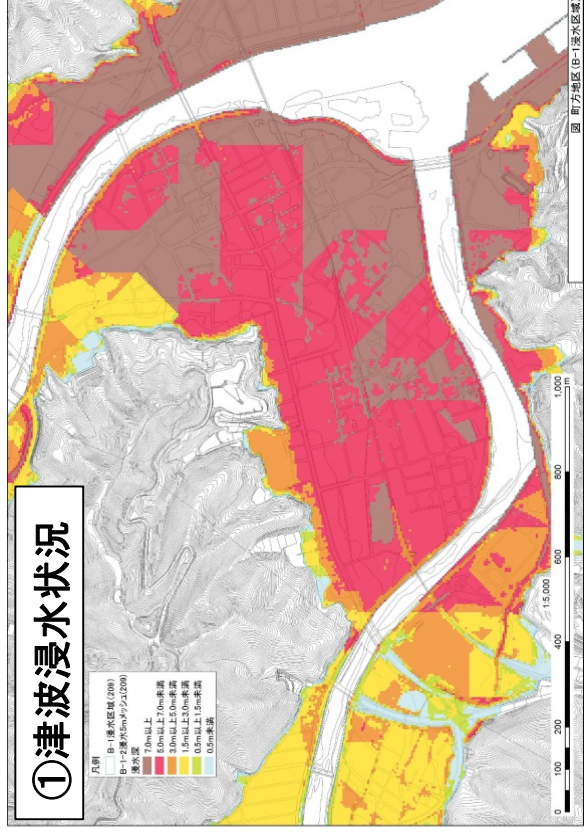




# 1.1. 震災後の価格形成要因の変動分析

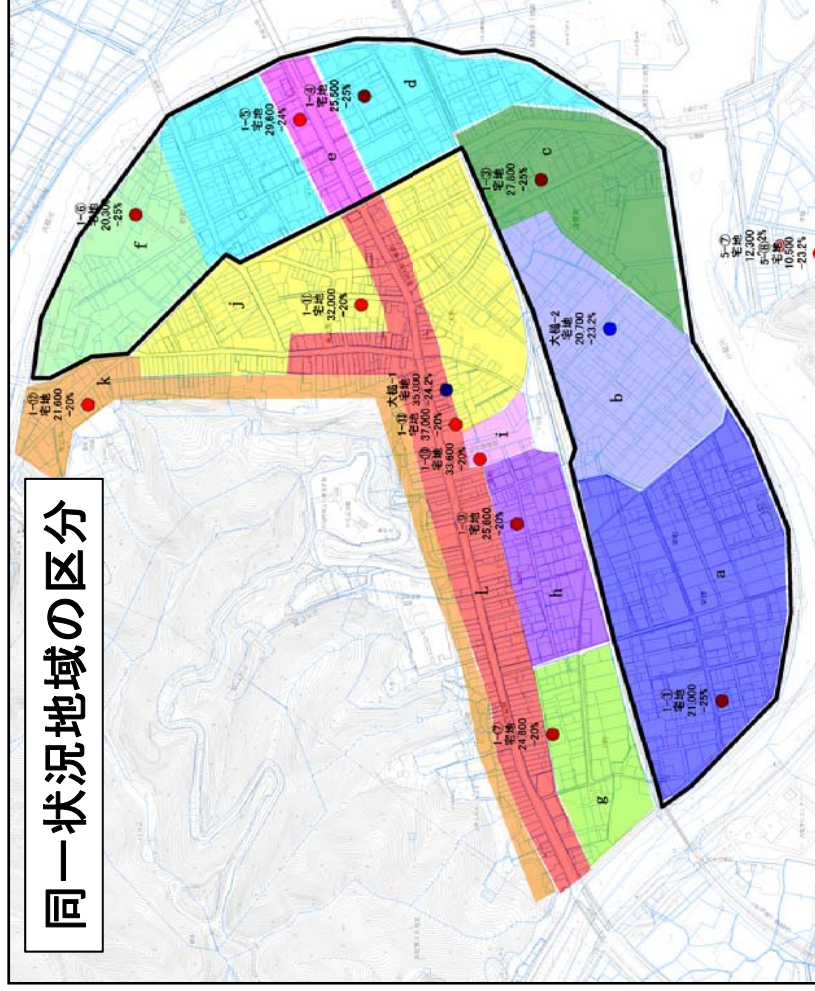
## ● 復旧・復興の進捗に応じて分析

- ① 津波による浸水被害の把握
- ② 予想津波浸水のシミュレーション
- ③ 復旧・復興計画の把握



## 12. 地域の区分と標準地の設定

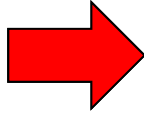
- 地域の区分
- 震災前の地域要因の類似性、震災に伴う事業計画区域等に留意
- 標準地の設定
- 各地域内における標準的画地を震災前の状況に基づき設定





### 13. 震災による減価とは？

- ・被災地の価格形成は、基本的に被災前の状態に復旧すると想定
- ・震災により減少した土地の効用は、復旧・復興の過程で回復



震災による減価は、一定期間土地の効用が制限されることによる減価

被災地の価格＝復旧・復興の過程で回復する効用の現在価値の合計  
(DCF法の適用のイメージ)

【価値率 (= 1 - 減価率) の算定式】

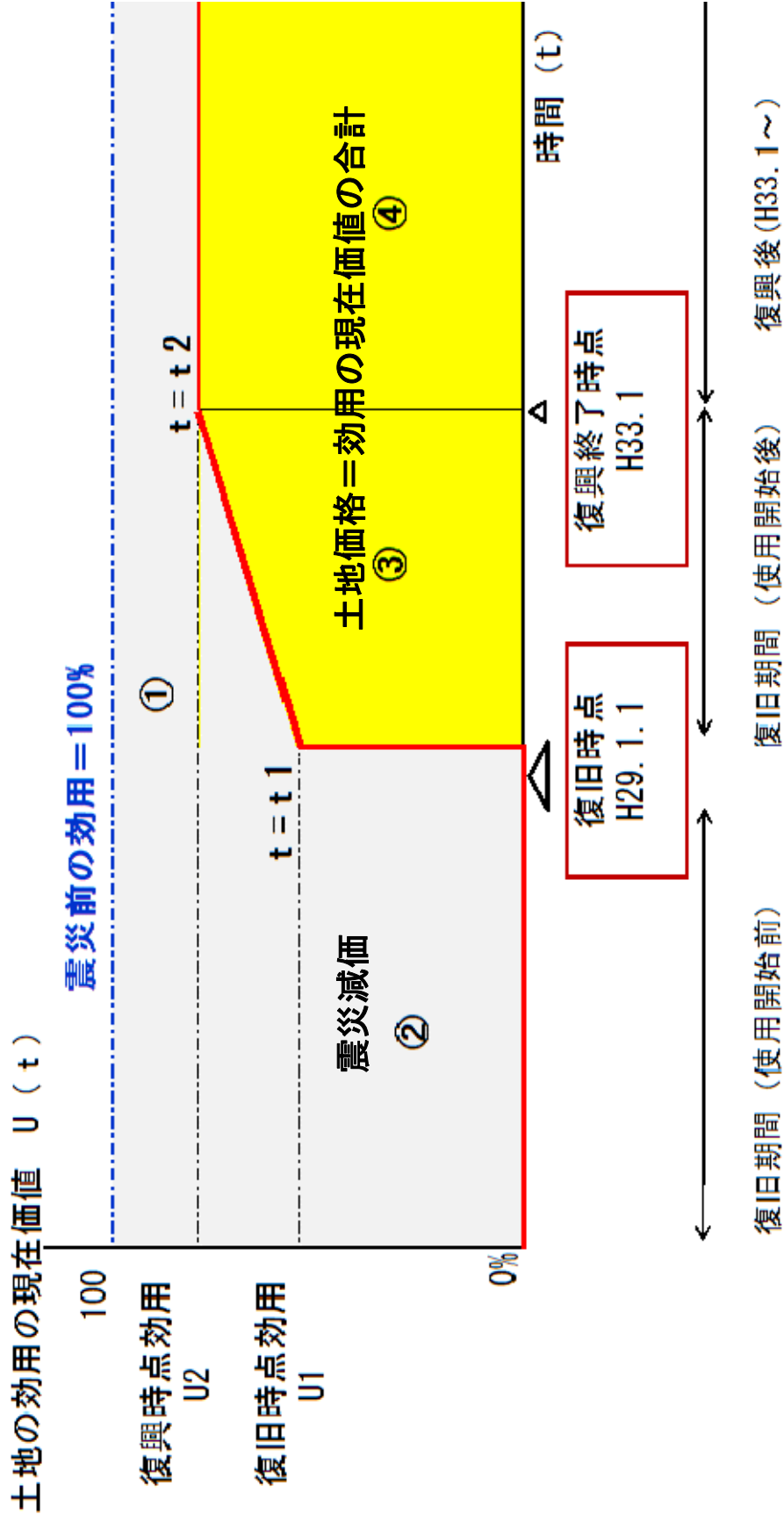
$$\text{○ 価値率} = \left[ \sum_{i=1}^{\infty} \frac{U(i)}{(1+Y)^i} \right] + \left[ \frac{U(i)}{(1+Y)} \right] \left[ \frac{100}{Y} \right]$$

○ Y: 割引率 (年率、復旧リスク考慮)、U: 各期の効用



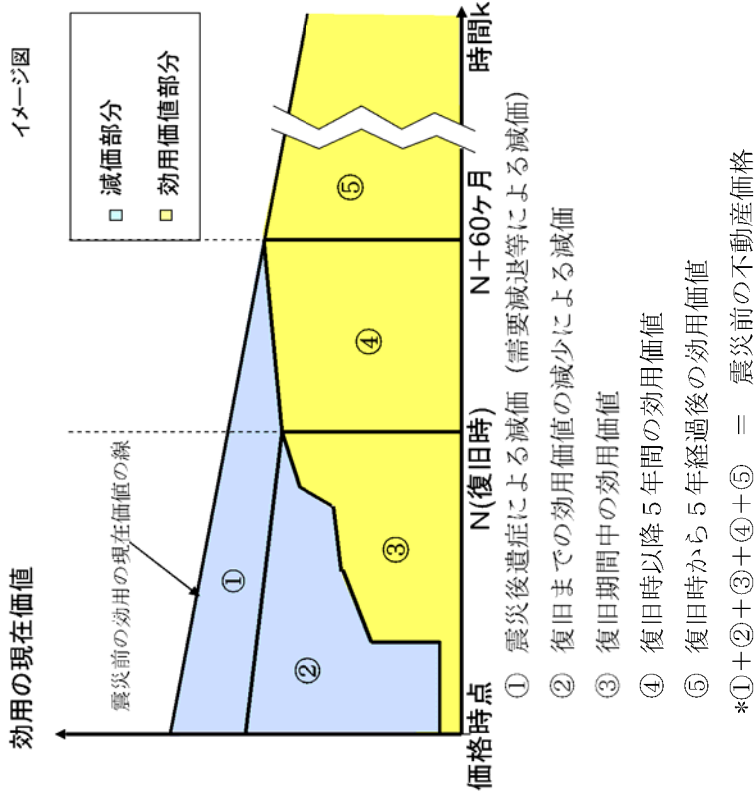
# 14. 震災減価率のイメージ

【効用回復モデルのイメージ図】



# 15. 震災減価率の求め方

## ● 地価公示・地価調査における方法



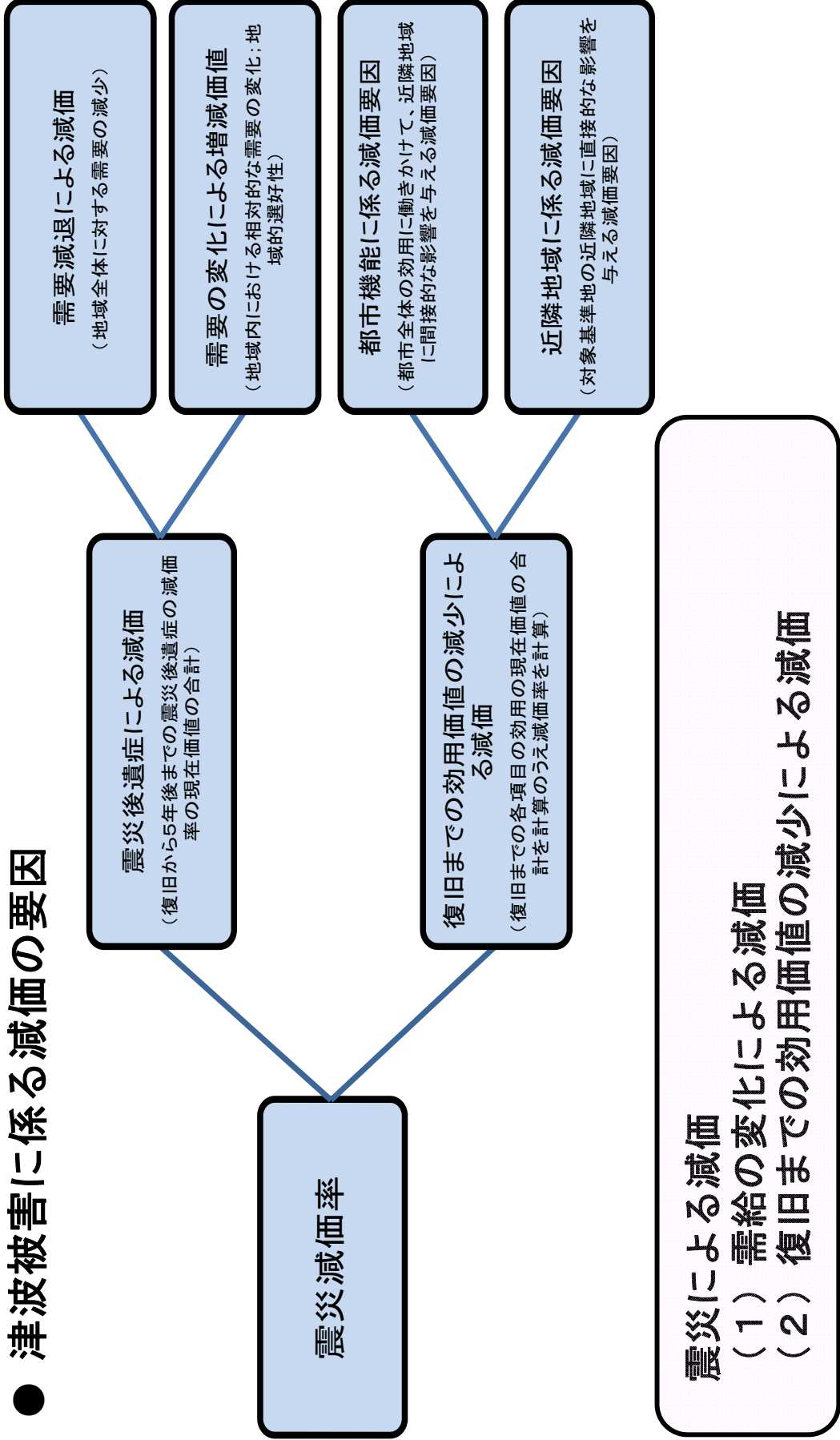
- ① 震災前と比較した各期の効用の減少割合を査定
- ② 震災前の効用から①の減少割合を控除して各期の効用を査定
- ③ 価格時点における価値の合計を求めると  
=価格時点の被災地の土地価格

減価率は、①「震災後遺症による減価率」と②「復旧までの効用価値の減少による減価率」を合算したものとなる。  
なお、①+②+③+④+⑤は、震災前の不動産価格に等しい。

出所)鑑定協会「東日本大震災の被災地における平成23年都道府県地価調査実施のための運用指針」

# 16. 震災減価の要因

## ● 津波被害に係る減価の要因



## 17. 震災減価要因の査定で留意する事項

### 1. 震災被害を背景とした需給の変化等による増減価要因

- ・被災地に対する需要の減退
- ・被災地域から被害のなかつた地域等への移転需要 など

### 2. 復旧までの効用価値の減少による減価要因

#### ①都市機能に係る減価要因（都市全体に作用）

- ・鉄道の被害
- ・行政機関、公共施設、学校等の被害
- ・企業、商店、工場等の営業状況
- ・住民の生活、津波による破壊の状況、がれき撤去の状況
- ・震災による建物損壊の状況
- ・港湾機能の状況（特に漁村において影響大）

#### ②近隣地域に係る減価要因（周辺地域に作用）

- ・浸水・液状化・地盤沈下
- ・建物の建築制限
- ・道路の損壊の状況
- ・近隣地域の建物の損壊状況
- ・上下水道・電気の被害

ご清聴ありがとうございました

